

目的信託としてのペット信託の現状と課題

——アメリカにおける二つの統一法典、各州のペット信託法の展開を参考にして——

長谷川 貞 之

(目次)

- 一 問題の所在
- 二 わが国における目的信託とペット動物の監護・飼養
 - 1 信託の仕組みを用いたペット動物の監護・飼養
 - 2 通常の民事信託の方法によるペット信託
 - (1) 通常の民事信託による場合
 - (2) 特例措置と後継ぎ遺贈型受益者連続信託による場合
 - 3 目的信託の方法によるペット信託
 - (1) 目的信託としてのペット信託

目的信託としてのペット信託の現状と課題 (長谷川)

四三(七二二)

- (2) 目的信託の設立方法
 - (3) 目的信託の有効期間と上限規制―二〇年ルール
 - (4) 目的信託における課税関係
- 三 アメリカにおける二つの統一法典と各州のペット信託法
- 1 二つの統一法典にみるペット信託―UPC § 2-907とUTC § 408
 - (1) ペット動物の監護・飼養をめぐる法状況
 - (2) 伝統的な法律観とペット動物の法的地位
 - (3) アメリカにおける相続・信託の法制度と統一法典
 - (4) UPC § 2-907の規律と内容
 - (5) UTC § 408の規律と内容
 - 2 UPC § 2-907とUTC § 408の比較
 - 3 アメリカ各州のペット信託法の制定と規律内容
 - (1) 各州のペット信託法の系譜
 - (2) 各州のペット信託法の規律と内容
 - (3) 小括
- 四 若干の検討
- 1 存続期間の上限規制と二〇年ルールの妥当性
 - (1) 差押禁止財産の創出への懸念
 - (2) 法制審議会信託法部会における議論
 - (3) 目的信託としてのペット信託の存続期間の妥当性
 - 2 超過財産の減額と飼育費用

3 動物愛護法にいう「終生飼養」とペット信託との関係

4 ペット信託における世話人と信託の実行

五 今後の課題と展望―まとめに代えて

(資料1) アメリカ各州の「ペット信託法」(Pet Trust Statutes) ①②

(資料2) 翻訳『統一検認法典』(一九九三年) 第二章第九節第七條 (UPC § 2-907)

(資料3) 翻訳『統一信託法典』(二〇〇〇年) 第四〇八條・第四〇九條 (UTC § 408・§ 409)

一 問題の所在

現行の信託法は、通常の民事信託のほかに、受益者の定めのない非公益目的の信託(いわゆる目的信託)に関する定めを設け、犬や猫などの愛玩動物(以下「ペット動物」という)の監護や飼養を目的とする信託(ペット信託)を認めている(信託法二五八条以下)。ペット信託とは、ペット動物とその飼育のための金銭を受託者へ信託譲渡し、これを信託財産として受託者のもとでペット動物の監護・飼養などの世話を行い、それに対して飼育費用や報酬などの給付が行われる仕組みである。本稿は、目的信託としてのペット信託が抱える問題点を明らかにし、今後の研究の進むべき道と課題を明らかにするものである。以下、本稿の標題について、問題の所在を明らかにしておきたい。

現在、日本で飼われているペット動物のうち、犬と猫は、二〇一四年一〇月現在、二〇〇六〇代・沖縄県を含む全国の犬の飼育頭数は約一〇、三四九千頭、猫の飼育頭数は約九、九五九千頭いると推計されている。^①この数は、日本の一五歳未満の日本の人口約一、六一五万人よりも圧倒的に多い。^②今やペット動物は、単なる愛玩動物や所有物ではな

く、「コンパニオン・アニマル」と呼ばれ、家族の一員もしくは人生の伴侶ともいわれる。このような思いが最も強いのが、单身独身者や高齢者ではないかと思われる。内閣府の調べによると、二〇一〇年九月の時点で、ペット動物の飼育の割合は五〇代が最も多く四四・五％、次いで、六〇歳代の三六・四％、七〇歳以上は二四・一％に上る。^③七〇歳以上の人のうち、約四人に一人が何らかのペット動物を飼っているといわれている。高齢者にとっては、犬や猫などのペット動物はかけがえのない良きパートナーであり、一緒に暮らすことで毎日の生活が明るく楽しいものとなっている。また、日々の飼育を通じて、乱れがちな生活習慣を規則正しく保つことにもつながっている。

一方、飼われている犬や猫の平均寿命は、一〇年前の二〇〇五年には平均七歳であったが、二〇一四年には犬一四・二七歳、猫一四・八二歳と約二倍に延びている。^④この背景には、動物医療が人間並みに高度化しており、今まで治せなかった犬・猫の病気も治療が可能となったという事情がある。犬で一五歳といえば、人間でいうと八〇歳近い年齢にあたる。

このように、現代社会では、飼主が高齢化するのみならず、飼われている犬や猫のペット動物も高齢化しており、ペット動物の終末期における「終生飼養」が大きな問題となっている。二〇一一年一二月にまとめられた「動物愛護管理のあり方検討報告書」の中には、動物取扱業に対する規制に関連して、「老犬・老猫ホーム」の問題が取り上げられた。^⑤そして、これを受けて、二〇一二年九月の動物愛護法の改正では、法の目的に「人と動物が共生する社会の実現を図る」こと、動物の所有者等の責務として「動物愛護及び管理に関する責任」、「適正な繁殖」と並んで、「終生飼養」（動物愛護法七条四項）にかかる措置が明記され、^⑥ペットの終末期における処遇が大きく注目されるところとなった。現在、動物愛護法により、飼主はペットが死ぬまで飼い続ける責務があるとされている。しかし、高齢化社

会を迎えた現在、飼主亡き後のペット動物を誰がどのように飼養するかは、重要な問題となっている。

高齢者世帯や単身世帯でのペット動物の飼育が増加し、そのペット動物も高齢化しているとすると、飼主がペットを飼えないことを理由に、やむをえず各地の保健所や動物愛護センターなどに持ち込まれ、引取られて処分を委ねることになる。場合によっては、安楽死といった名のもとに殺処分という選択肢も予想される⁽⁷⁾。平成二五年度の各自治体による犬・猫の引取り件数は、環境省の公表する資料によれば、年々減少傾向にあるとはいえ、一七八、二九五件で、このうち殺処分されたのは一二八、二四一件（七二・九％）、返還・譲渡されたのは四八、四一二（二七・一％）件である⁽⁸⁾。現実問題として、飼主の高齢化に伴いペット動物の世話が難しくなり、飼い続けることができないといったケースも増えている。また、飼主がペット動物を最後まで確実に看取ることができない状況も出てきている。

従来、飼主亡き後のペット動物の監護や飼養については、負担付き遺贈（民法一〇〇二条）または死因贈与（民法五五四条）が活用されてきた⁽⁹⁾。家族同然のペット動物に自分の財産をすべて与えたいと思っても、伝統的な法律観のもとでは、犬や猫などのペット動物は権利の客体にすぎず、法律上権利義務の主体にはなれない。遺言書の中で飼主が自分の財産をペット動物に相続させると書いても、権利能力が認められないペット動物に遺産を直接相続させることはできない。そこで、相続人や特定の第三者にペット動物の監護や飼養に必要な金銭などの財産を託し（遺贈、死因贈与）、これらの者（受遺者、受贈者）を通じて飼主亡き後のペット動物の世話を行わせるものとしてきた。しかし、遺贈の場合、遺言者の相続開始から遺言執行者が遺産の確保・管理を開始するまでにはかなりの時間を要し、この間、遺言の執行妨害や相続人の非協力による執行遅延のおそれがある。同様に、死因贈与の場合においても、相続財産を管理する相続人の協力がえられないと、受贈者による実際の取得が困難になる。さらに、受遺者・受贈者がペット動

物の監護や飼養などの負担を履行しない場合には、その履行確保の手段がないといった問題に直面することになる。

ここで必要なことは、相続の争いを避け、飼主の死後のみならず、生前でも、例えば、「入院したとき」、「要介護○級になったとき」に、信頼できる第三者にペット動物の監護や飼養を託し、それに要する金銭などの財産を適切に管理させることができる法的仕組みである。後述するように、現在、飼主に代わってペット動物の監護・飼養をしてもらう契約が増えている（民法六五六条。準委任契約／死後事務委任契約）。形態としては、委託する事業者の仲介によって、信託銀行や信託会社などを受託者として信託契約を締結するところも増えている。また、ペット動物のための世話や飼育を専門とするNPO法人などにペット動物の監護や飼養を委ねたり、里親となる新しい飼主を探してもらったりする場合もある。

実は、右に挙げた遺贈や死因贈与などから生ずる問題を解決し、飼主の要求に的確に応えられるのは、信託法が定める民事信託を活用したペット信託である。遺言や遺産承継の事例の中には、数多く信託が活用できる事例が少なくない。信託法は、通常の民事信託のほかに、受益者の定めのない非公益目的の信託（いわゆる目的信託）を定め、ペット動物の監護や飼養などの世話を目的として設定されるペット信託を認めている（信託法二五八条以下）。目的信託は、二〇〇六年の信託法改正により新たな信託類型の一つとして認められた制度である。¹⁰ 通常の民事信託と目的信託による場合の違いは、目的信託では、単に受益者の存在を必要としないということだけではない。ペット動物の所有権が飼育費用の金銭などとともに信託財産として受託者の名義となり、ペット動物が受託者のもつとで、あるいは、適切な世話人や里親などに引渡され、受託者ないし世話人などによりペット動物の監護・飼養が行われること、飼育費用の金銭が信託財産として受託者により確実にペット動物の監護・飼養のために管理・運用されることが、目的信託の大

きな特徴である。

もつとも、目的信託の方法を用いたペット信託では、後述するように、受託者の要件（信託事務を適正に処理するに足りる財産的基盤および人的構成を有する者として政令で定める以外の法人を受託者とする）¹¹ができない。信託法附則三条）や存続期間の制限（二〇年を上限とする。信託法二五九条）などについて制約が多く、使い勝手が必ずしもよくない。また、受託される信託財産は基本的に少額であると考えられ、信託報酬も低額であることから、受託者となる信託銀行や信託会社に敬遠されがちになっている。¹²

このような事態を想定してなのかどうか、動物愛護法は、同法にいう第一種動物取扱業者（犬猫等販売業者）が保管を目的にペット動物を預かる場合のほか、それを譲り受けて飼養を行う場合（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部または一部を負担する場合に限る）を「譲受飼養」とし、譲受飼養をもって終末飼養を行いうるとするとともに、その営業行為（いわゆる老犬ホーム事業）について登録を義務づけている（動物愛護法一〇条、同法施行令一条二号）。譲受飼養とは、飼主が譲渡人となり、犬猫等販売業者を譲受人としてペットの所有権を形式的に移転しながら、譲渡人の飼育費用の負担によりペットの終生飼養を行うものである。¹³これにより、ペット動物を譲り受けた犬猫等販売業者に対しては、犬猫健康安全計画の策定とその順守、獣医師との連携の確保などが課されることになるが、これ以外に、財産の管理運用、相続人との関係、遺留分など、動物愛護法と民法または信託法との関係はどうなるのか。老犬ホーム事業に関しては、最近、いくつかの老犬ホームができて¹⁴いるが、終生飼養を伴う譲受飼養には不明な点が少ない。

以上、ペット動物の高齢化をめぐる問題について、法的側面から、最近の現状と問題点のいくつかを指摘した。本

稿は、このような問題状況を踏まえたうえで、目的信託の利用例の一つであるペット信託について、目的信託の意義を明らかにしながら、法的側面から検討を加え、ペット信託が抱える課題を明らかにし、若干の考察を行うものである。¹⁵ 検討にあたっては、ペット大国であり、ペット信託の先進国とでもいべきアメリカ合衆国（以下「アメリカ」という）における二つの統一法典（『統一検認法典』と『統一信託法典』）、および各州のペット信託法を比較検討の素材として取り上げ、ペット信託の規律のあり方を併せて考察する。取り上げる主な検討項目は、ペット動物の適格性と種類・範囲、信託実行者としての世話人の選任、受託者の義務と信託財産の管理、裁判所による信託財産の減額、および、ペット信託の終了と永久拘束禁止の原則との関係である。

これまで、アメリカのペット信託については、これを掘り下げてわが国に紹介したものはほとんどなく、本稿が初めてのものと思われる。¹⁶ 本稿の検討を通じて、ペット信託にとどまらず、併せて目的信託の意義ないし問題点が明らかにされ、さらに今後の研究の進むべき道と課題を提示したいと考える。

二 わが国における目的信託とペット動物の監護・飼養

1 信託の仕組みを用いたペット動物の監護・飼養

飼主の死亡や障害によりペット動物の飼育が不可能となった場合に、民事信託を利用してペット動物の監護ないし飼養を終生行うことを目的とするのが、いわゆる「ペット信託」である。ペット信託は、対象となるペット動物の監護・飼養のために、飼主が委託者となり、金銭などを受託者となる者に信託譲渡し、受託者のもとで信託財産を維持・管理しながら、実際にペット動物の監護・飼養などの世話を行う者に対して定期的に一定額を給付する仕組みで

ある。¹⁷⁾

ペット信託には、現行の信託法制からみると、いくつかの種類がある。信託を発生させる根拠法条の違いでは通常の民事信託または目的信託により、また、設定行為による区別では生前の信託契約または遺言信託により、ペット信託は設定される。ペット信託の目的が主に飼主亡き後のペット動物の終生飼養にあり、ペット信託の効力発生がペット動物の飼育に支障を生じたときを念頭に置いていることを考えると、差し当たり、ペット信託の設定としては、次の二つの方法が基本形であるといえることができる。

一つは、「通常の民事信託」によつて設定されるペット信託である。飼主が委託者となり、ペット動物の監護・飼養などの世話に要する金銭を信託銀行や信託会社などの受託者に信託財産として預け、受託者に管理・運用させる一方、自分の死後または障害などの発症時、世話人となる受益者に配当を行いながらペット動物の監護・飼養を行わせるといふもので、遺言信託または生前の信託契約に基づいて設定される。信託財産の管理・運用を監視または監督するために、「信託監督人」（信託法二二二条）を指定して置くことも可能である。¹⁸⁾

もう一つは、受益者のいない非公益目的の信託、すなわち、「目的信託」によつて設定されるペット動物の世話のための信託である。これは、飼主が委託者となり、ペット動物の監護や飼養などの世話を目的としてペット動物とともに一定額の金銭を信託会社や信託銀行などの受託者に信託譲渡し、受託者により、または、受託者より委託された世話人を通じて、対象となるペット動物の世話を行わせるというもので、生前の信託契約または遺言信託の方法をもつて行われる。この目的信託の方法をもつて行われるペット信託は、投資信託の場合とは異なり、資産の運用などを行わず、預けた金銭などの資産はすべてペット動物の世話のために用いられる。

通常の民事信託においても、何らかの信託目的はもちろん存在する。しかし、通常の民事信託は、特定の受益者を前提として設定されるものであり、その点において目的信託と異なる。目的信託は、ある目的のために設定されるものであって、受益者を欠くかもしくは受益者が確定されないものである。そのため、ペット信託が遺言信託による目的信託の方法をもって行われる場合には、信託が効力を生じた時、もはや委託者は生存していないので、委託者に代わって受託者を監督するため、「信託管理人」を定めることが義務づけられている（信託法二五八条四項）。信託管理人は、ペット動物が正しく監護・飼養がされているか、また、預けられた金銭が信託財産として適切に分別管理され、ペット動物のために使用されているかを監視・監督することになる（同法一一三条以下）。

目的信託の方法を用いたペット信託では、単に受益者の存在を必要としないことだけではなく、ペット動物の所有権が飼育費用の金銭などともに受託者へ信託譲渡され、受託者の所有名義となり、信託財産として保全が図られる点も、通常の民事信託とは異なる。このほか、目的信託による場合には、拠出された金銭などの信託財産はペット動物の監護・飼養などの世話のために用いられ、資産の運用は予定されていないこと（信託法二五八条）、存続期間が二〇年を超えることができないこと（同法二五九条）、受託者の資格として信託事務を適正に処理するに足りる財産的基盤および人的構成を有する者として政令で定める以外の法人を受託者とすることができないこと（同法附則三条、同法施行令三条）、そして、遺言信託による目的信託では信託管理人の選任が必須であること（同法二五八条四項）など、通常の民事信託による場合とは取扱いが異なる。

しかし、通常の民事信託または目的信託のいずれの方法によるにせよ、ペット信託では、信託の仕組みを用いることから、受託者が経済的に破産した場合であっても、信託財産は受託者の固有財産と分別管理されており（信託法

三四条)、破産財団に組み入れられることはないこと(信託の倒産隔離機能。信託法二三条、二五五条)、信託銀行などの金融機関が受託者となり、金銭信託の方法で信託財産の運用を行う場合、元本を毀損する損失があっても、元本てん補特約により信託財産は保全されること(信託業法二四条一項四号の例外、兼営法六条)など、信託財産として保全措置が図られることになる。また、受託者には、信託関係に由来する各種義務として善管注意義務(信託法二九条二項)や忠実義務(同法二〇条)、利益相反行為の制限(同法三一条、三二条)、公平義務(同法三三条)、分別管理義務(同法三四条)、信託事務を第三者に委託した場合の選任・監督に関する義務(同法三五条)、報告義務(同法三六条)、帳簿等の作成・報告・保存義務(同法三七条)が課せられることなど、負担付き遺贈や死因贈与に比べて、信託財産の安全性や給付の確実性が強化されているのが特徴である。

2 通常の民事信託の方法によるペット信託

(1) 通常の民事信託による場合

前述したように、通常の民事信託の方法をもって行うペット信託には、遺言信託による場合と生前の契約信託による場合がある。¹⁹⁾ いずれの場合も、目的信託による場合とは異なり、受益者の存在が予定されている。

遺言信託は、委託者が信託条項を記載した遺言を作成し、委託者の相続開始後に、受託者が信託条項に則り信託財産を管理・運用しつつ、そこから生じた利益などを受益者に配当して行く仕組みである(信託法三条二号)。遺言信託を用いた通常の民事信託によるペット信託では、飼主の亡き後、金銭などの信託財産を受託者のもとで管理・運用しながら、受益者に定期的に一定額を配当(給付)することにより、ペット動物の監護・飼養などの世話を行う。この

場合、ペット動物の所有権は、形式的には受託者に移転するが、実質的には受益権に基づき配当（給付）を受ける受益者に帰属することになる。遺言執行者を定め、公正証書の形で遺言信託を設定する場合には、その実行性が確実に担保される。

飼主の亡き後、遺産をめぐる相続人間に相続争いが起こると、ペット動物の監護や飼養にも影響が及ぶことが懸念される。このため、遺言信託では、委託者の相続人は委託者の地位を相続により承継しないものとされている（ただし、信託行為に別段の定めがあるとき除く。信託法一四七条）。

一方、生前の信託契約に基づくペット信託では、委託者の生前に、金銭など信託財産が受託者に引渡されて所有名義も受託者名義となり、受託者の管理・運用によって信託財産から生じた利益について受益者が配当（給付）を受け、これによりペット動物の監護や飼養などを行うというものであり、委託者と受託者の契約により設定される。この場合、委託者である飼主の死亡を契約の効力発生要件とすることも可能である。これは、「遺言代用信託」と呼ばれる²⁰典型的には、委託者の生存中は委託者自身を受益者とし、委託者の死亡後は委託者の配偶者や子を受受益者とする事によって、ペット動物の監護・飼養などの世話が行われることになる。

遺言代用信託を用いた通常の民事信託の方法によるペット信託は、生前の契約により自己の相続開始後の財産の帰趨を決めるという点では、死因贈与と類似の機能を有する。しかし、信託財産が受託者に引渡されて所有名義も受託者名義となるので、信託財産の保全が図られ、委託者の相続開始時に受託者を通じて確実に信託財産が受益者に給付される点で、死因贈与とは異なる。

(2) 特例措置と後継ぎ遺贈型受益者連続信託による場合

現行信託法が定める遺言代用信託（信託法九〇条）には、二つの特例が用意されている。

(a) 第一に、受益者指定権に関する一般原則（信託法八九条）の例外として、遺言代用信託の委託者には次の死亡後受益者についての変更権が認められる（同法九〇条一項）。

① 委託者の死亡時に受益権を取得する受益者

② 委託者の死亡時を始期として信託財産に係る給付を受ける受益者

(b) 第二に、受益権の取得に関する一般原則（信託法八八条）の例外として、死亡後受益者のうち、上記(a)②の受益者については、委託者が死亡するまで受益者としての権能を有しない（同法九〇条二項）。この場合、委託者は当然に各種の受託者に対する監督権能を行使し、受託者から一定の報告を受けることになる旨の特例（信託法一四八条）が定められている。これを用いたのが、いわゆる「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託」である。

後継ぎ遺贈型の受益者連続信託は、第二次以降の受益者も委託者から直接に始期付きの存続期間不確実な受益権を取得する法律構成であり、平成一八年の信託法改正により新たに認められたものである。⁽²¹⁾ 後継ぎ遺贈型の受益者連続信託を用いることにより、遺言の方式によることなく、自らの死亡を契機に自らの財産を自らが指定した者に移転ないし承継させて、民法ではその有効性について議論が存在する「後継ぎ遺贈」と同様の効果を実現することが可能となる。⁽²²⁾ 例えば、夫婦の一方（夫）が委託者となり、金銭を信託財産として受託者に管理・運用させ、当初受益者となるとともに、委託者の死後、遺された相手方配偶者（妻）が信託財産より定期に一定額の給付を受け、さらに、妻の亡き後は長男が受給するという仕組みである。

【表1】 遺言代用信託・受益者連続信託の設定件数（単位：件）

	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	合計
遺言代用信託	0	0	13	44	64	18,724	46,431	65,294
受益者連続型信託	0	0	2	9	10	8	17	46

（出所）一般社団法人信託協会

後継ぎ遺贈型の受益者連続信託は、契約信託や遺言信託の一類型として、その活用が期待されているものであるが、これまでの利用件数は必ずしも多くはない（上記【表1】「遺言信託などの設定件数」参照⁽²³⁾）。その主な原因は、遺留分との関係にある⁽²⁴⁾。相続人による遺留分減殺請求権が問題となる場合において、その相手方は受託者または受益者のいずれか、また、減殺の方法として、信託設定を取り消し、所有権（信託財産）を減殺の対象とするのか、それとも信託設定は取り消さずに受益権やその期待権を減殺の対象とするのか。また、後者であるとした場合、減殺の基準点および評価方法はどのように定めるかなど、受益権の評価を具体的にどのように行うかである。遺言信託における遺留分の取扱いについては、いまだ定説がなく、解釈上、不明な点が少なくない⁽²⁵⁾。

3 目的信託の方法によるペット信託

(1) 目的信託としてのペット信託

目的信託とは、受益者のいない非公益を目的とする信託、すなわち、非営利の目的で設立される信託で受益者が定まらずに信託目的だけが定まっている信託である（信託法二五八条以下）。ペット信託は、主に飼主亡き後のペット動物の監護・飼養などの世話を目的として設定される信託であっても、受益者のいない非公益を目的とする信託であるから、目的信託の一つということになる（次頁【図1】「受益者がいない信託と目的信託、公益信託の

関係」参照。

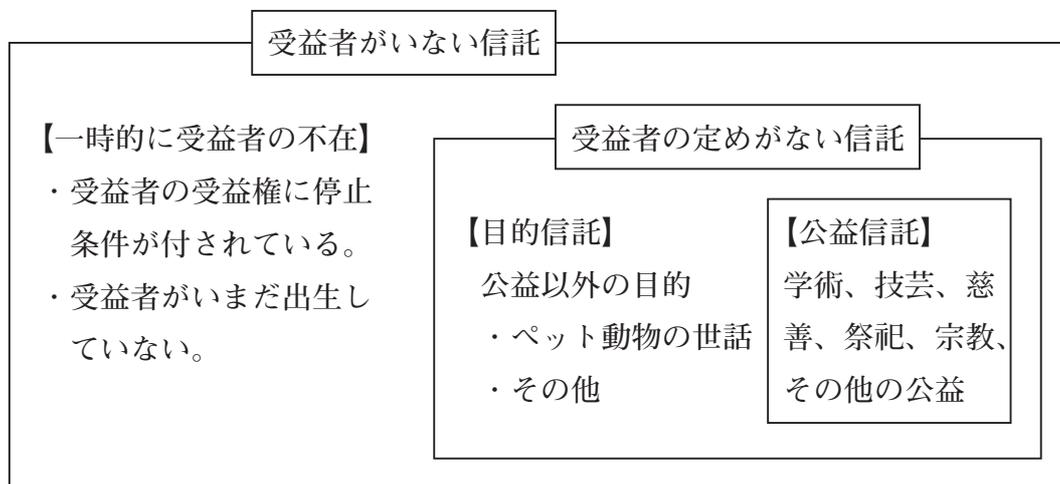
二〇〇六年の法改正前の旧信託法のもとでは、「受益者を指定するか、または確定しうる程度の指示を与えることは、信託行為の有効要件である」といわれ、²⁶信託成立のためには信託設定の時点で受益者が特定および現存することまでは必要としないが、受益者を確定しうることは必要であり、受益者を確定しえないものは、公益信託を除いて無効となると解されていた。二〇〇六年の改正信託法は、特定の目的のために設定される非公益目的のための信託（目的信託）を認めた（信託法二五八条以下）。

通常の信託においても、何らかの信託目的は存在する。しかし、通常の信託は、特定の受益者を前提として設定されるものであり、その点において目的信託とは大きな違いがある。目的信託は、ある特定目的のために設定されるものであり、非公益目的の信託であるが、受益者を欠くかもししくは受益者が確定されない信託である。

この目的信託については、法制審議会信託法部会における当初の議論では、純粋な公益目的の信託周辺に存する信託の受け皿としての意義が認められるという意見と、そのような問題は公益信託の概念領域を拡大することにより解決するべきであるとする意見が存在していた。²⁷その後、議論の中心は差押

目的信託としてのペット信託の現状と課題（長谷川）

【図1】 受益者がいない信託と目的信託、公益信託の関係



禁止財産の創出への懸念に向けられ、最終的には、存続期間の上限を二〇年に制限することなどが盛り込まれることになった。⁽²⁸⁾ 目的規定の制定過程と存続期間の上限規制については、後述の四の1で詳しく取り上げる。

目的信託の活用例としては、受益の対象が動物や地域のような権利能力を有しないもののため、あるいは、市民活動やボランティア活動の受け皿として、その利用が想定されている。また、自らが経営する会社の製品開発や研究を行っている者に対する研究助成など、公益信託の許可を受ける程度の公益性は有していないが、これに準じる受け皿としての利用も想定されている。⁽²⁹⁾

信託協会の調査によると、目的信託の利用件数は、二〇一〇年度末まで〇件であった。⁽³⁰⁾ この結果が何に原因するか、例えば、存続期間の制限やその他の制約による目的信託の使い勝手の悪さに原因するものなのか、目的信託に関する税制の問題であるのか、それとも、目的信託の有力な用途の一つであった資産流動化取引の不振に原因するのかは、容易に判断できない。⁽³¹⁾ この点は、今後の調査・研究に委ねることにしたい。

(2) 目的信託の設立方法

ア) 目的信託の設立要件

公益信託以外の信託で受益者の定めのない信託、すなわち、目的信託は、契約または遺言の方法（同法三条一号・二号）をもつて行い、自己信託による方法は認められていない（同法二五八条一項）。目的信託の特徴は、通常の信託とは異なり、受益者がいない点にある。そのため、委託者による当該信託に対する監視・監督機能が受益者定めのある信託よりも強化されている（信託法二六〇条一項）。遺言による目的信託の場合には、委託者の死亡により当該信託の効力が生じても、委託者の相続人は相続により委託者の地位を承継しないこととされているため（信託法一四七条）、

受託者に対する監視・監督という観点から信託管理人の定めを設けるものとされている（同法二六〇条二項）。指定された信託管理人については、委託者と同様の権限が付与されており、信託管理人を通じて受託者を監視・監督することになる。

また、目的信託では、財産の隠匿とそのため悪用防止の観点から、信託契約を変更して受益者の定めを置くことはできない（信託法二五八条二項）。逆に、受益者の定めのある私益信託については、信託契約を変更して受益者の定めを廃止し、目的信託とすることもできないとされている（同条三項）。

目的信託を設定する場合、存続期間は成立要件ではない。信託法は、設定行為をもって二〇年を超えることはできないと規定するが（同法二五九条）、存続期間を明示しないで目的信託を設定することも可能である。目的信託における二〇年の存続期間は、目的信託の創設を議論した際の信託法部会の提案理由によれば、強行法規と解されているから、二〇年を超える目的信託は設定することができず、当事者間で二〇年を超える合意ないし特約をしても無効である。³²⁾

(a) 契約によって設定される目的信託（信託法三条一号）

目的信託としてのペット信託は、生前の信託契約により設定することも可能である。目的信託による場合には、受益者が存在しないため、委託者による当該信託に対する監視・監督機能が受益者定めのある信託よりも強化されている（信託法二六〇条一項）。これは前述したところであるが、具体的には、次のような権限が委託者には付与されることになる。すなわち、委託者は、強制執行に対する不服申立ての権利、受託者に信託違反や利益相反があった場合の取消権、帳簿等の閲覧・謄写請求権を有する（信託法一四五条二項）。受託者は、信託管理人に対して通知すべき事項を委託者に対しても通知・報告すべき義務を負い、信託契約の変更によりこれを変更することはできない（同法

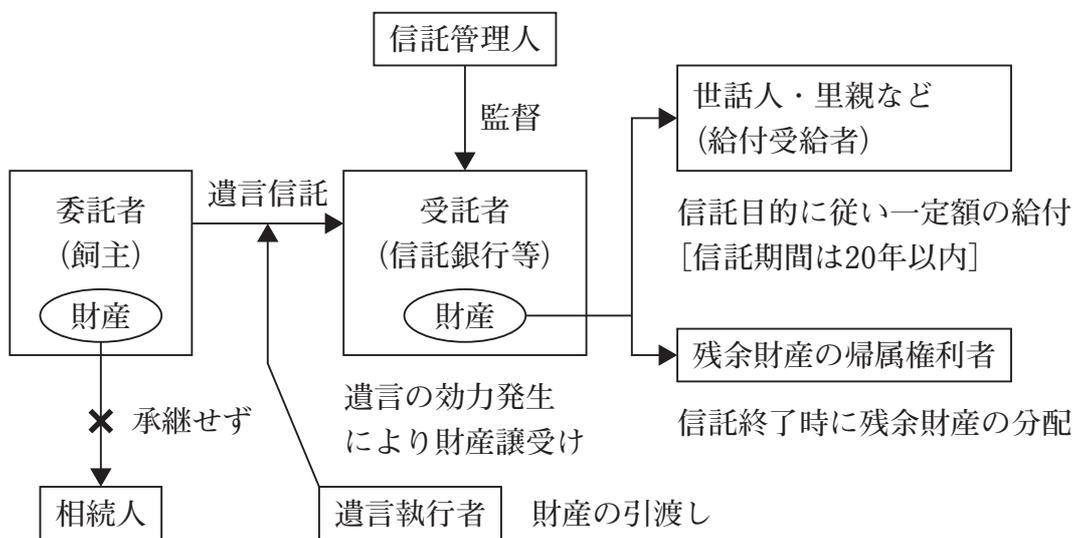
一四五条四項。

目的信託としての生前契約の方法をもって設定され、かつ、その効力が委託者の死亡または障害後に生ずるように約定されている場合（条件付き）には、次に述べる遺言による場合と近似することになる。しかし、この点につき、信託法には、死因贈与型の生前信託による目的信託を規律する明文の規定がとくに置かれているわけではなく、前述の遺言代用信託が定められているにすぎない。生前の信託契約と遺言信託は、契約か単独行為かという違いがあるだけで、当該信託が効力を生じたとき、すでに委託者は存在しないか、または障害を負っており、受託者を適正に監視・監督できないという状況は同じである。そうであれば、死因贈与型の生前信託による目的信託の場合においても、遺言の方法による目的信託の設定の場合に準じて、信託管理人の定めが必要されると解すべきであろう。

(b) 遺言によつて設定される目的信託（信託法三条二号）

目的信託は、生前の信託契約だけでなく、遺言信託の方法によつても設定することができる（下記【図2】「遺言による目的信託の設定」参照）。前述したように、ペット信託の目的が主に飼主亡き後のペット動物の終生飼養にあり、ペット信託の効力発生がペット動物の監護・飼養に支障を生じた

【図2】 遺言信託の方法による目的信託の設定



ときを念頭に置いておくことを考えると、ペット信託の設定としては、遺言の方法による目的信託が中心となるべきものと思われる。この場合、ペット信託のために拠出される信託財産と相続により遺産分割の対象となる相続財産とは受託者と相続人の間において利害得失の関係となり、紛争が生じやすい。信託法は、この点を考慮して、委託者である飼主の死亡により当該信託の効力が生じても、委託者の相続人は相続により委託者の地位を承継しないとし（信託法一四七条）、両者の関係を規律している。

信託法改正要綱試案の段階では、遺言信託における委託者の相続人の権利義務について、相続人は委託者の権利義務を有するとする甲案と、そのような権利義務を有しないとす乙案の見解が示されていた³³。乙案は、当該信託に対する監視・監督機能の強化という観点から、信託管理人の定めを設ける必要があるとの考え方に従うものである³⁴。法制審議会信託法部会では、審議の結果、最終的に乙案が採用されることになり、これが現行法に条文化された。

留意すべき点として、遺言信託の方法を用いて目的信託を設定した場合、信託管理人が就任しない状態が一年以上継続したときは、当該信託は終了する（同法二五八条八項）。

(イ) 経過措置

目的信託については、その導入を審議した国会の審議において、受益者の定めのない信託が制度の本旨に反して濫用されることのないように、その制度の趣旨および内容の周知徹底に努めるとともに、その利用状況を踏まえて、受託者の制限などにつき所用の措置を取ることが、衆議院および参議院の付帯決議という形をもって決議された。これを踏まえて、信託法の附則では、受益者の定めのない信託（公益信託を除く）は、別に法律で定める日までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基盤および人的構成を有する者として政令で定める以外の法

人を受託者とすることができないとされている（信託法附則三条）。

(3) 目的信託の有効期間と上限規制——二〇年ルール

前述したように、目的信託は、二〇年を超えて存続することはできない（信託法二五九条）。二〇年を超過する目的信託の場合、当該信託のすべてが無効となるのか、二〇年を超過した部分のみが無効となるのかについても、規定上、明確とはされていない。実務家の中には、信託法二五九条を公益規定と位置づけ、強行法規と解する立場から、かりに信託行為において二〇年を超える期間を定めたとしても、二〇年を超える部分は一部無効となり、二〇年の経過時点で信託は終了すると述べる者もいる⁽³⁵⁾。

信託法部会における審議の時点では、「二〇年」という期間は「二〇年で一応見直す」というものであり、二〇年を超えて延長することが一切出来ないとするものではない。期間の延長が必要なきは、前の受託者が再度信託の設定を行う方法もありうるとする意見も述べられていた⁽³⁶⁾。この点、立法担当者の見解によれば、現行法の解釈としては、目的信託の存続期間の上限を延長することや、存続期間経過時に目的信託が終了したものと扱わずに更新することは、通常、想定されていない⁽³⁷⁾。むしろ、二〇年の存続期間は、帰属権利者やその債権者の利益を考慮すれば、強行法規と解されるべきものであり、二〇年を超える目的信託は無効となるものと考えられている。ただ、存続期間の経過後に、残余財産の帰属権利者が再度、目的信託を設定することは可能である⁽³⁸⁾。

目的信託の設定にあたり信託行為で存続期間が定められていなかった場合には、規定上、何も定められていない。この点については、存続期間を二〇年とする旨の合意があったとみなしたうえで、二〇年の経過により信託行為において定めた事由が生じたものとして扱い（信託法一六三条九号）、信託が終了すると解することになろう。

【表2】 目的信託における課税関係

	設定時	信託期間中	終了時
委託者	信託財産贈与により移転し(所得税法6条の3第7号)、譲渡所得税が課税される(同59条1項)。 [*]	—	—
受託者(法人)	信託財産の価額(受贈益)に法人税が課税される(法人税法22条2項)。	信託財産から生ずる所得に法人税が課税される(法人税法2条29号の2ロ、4条の6第1項・2項)。	—
受益者	—	—	—
帰属権利者	—	—	残余財産に所得税(個人の場合)または法人税(法人の場合)が課税される(受贈益課税)。

(*) 譲渡所得とは、資産(土地・建物、有形固定資産など)の譲渡による所得をいい(所得税法33条1項)、遺言設定当時の信託財産が譲渡所得の基因とされない資産(棚卸資産、金銭債権など)であれば、委託者に譲渡所得税が課税されない。

以上述べたことは、目的信託一般についての議論である。問題は、このような議論が目的信託の一つであるペット信託の場合にも等しくあてはまるのかどうかである。詳しくは、後述の四の1で取り上げる。

(4) 目的信託における課税関係

目的信託に対する課税については、信託税制における受益者課税の原則を維持しつつ、信託段階での法人税課税(受託者課税)が行われることになっている(上記【表2】「目的信託における課税関係」³⁹⁾)。この点は、ペット信託の場合も同様である。

目的信託の設定時においては、信託財産のうち法人税等相当額(受贈益に対する課税)の目減りがあることを前提に、信託設定を必要とする。また、目的信託を利用して、残余財産の受益者または帰属権利者が租税を回避しようとする場合には、これを適切に規律する必要がある。この場合、課税における規制措置として、受託者を個人とみなし、相続税または贈与税(法人税は控除)が課せられることになる。

三 アメリカにおける二つの統一法典と各州のペット信託法

1 二つの統一法典にみるペット信託—UPC § 2-907とUTC § 408

(1) ペット動物の監護・飼養をめぐる法状況

現在、アメリカでは、全世帯の約六八%（八、二五〇万世帯）で犬や猫を中心に何らかの動物（魚、鳥、その他の小動物、爬虫類、馬など）が飼われている⁽⁴⁰⁾。中でも、ペット動物として犬・猫の人気は高く、四六・七%の世帯（五、六七〇万世帯）で犬を、三七・三%の世帯（四、五三〇万世帯）で猫を飼育し、頭数では犬の八、三三〇万匹に対し、猫はそれよりも多い九、五六〇万匹いると推計されている。一方、子どもを有する世帯は全体の約三五%で、一八歳未満の子どもと暮らす世帯は全体の約二五%にすぎない⁽⁴¹⁾。統計数字をみる限り、過去一〇年間でペット動物を飼育する世帯は安定的に増加傾向で推移し、現在、最高水準にある。

アメリカ人のペット動物に対する態度は、家族構成の変化や失われた近隣との関係、現代社会におけるストレスなどを背景に⁽⁴²⁾、確実に、かつ、劇的に変わりつつある⁽⁴³⁾。今や、アメリカ人にとってペット動物は飼主の単なる「所有物」(property)ではなく、子どもと同様に「家族の一員」(a member of family)というべき地位が与えられている。単身者や独居老人にとつては、ペット動物は人生をともに歩む「伴侶動物」(companion animal) または「心の友」(soul mate) とみなされている⁽⁴⁴⁾。

今日、いわゆる「ペット大国」といわれるアメリカにおいて、ペット動物をめぐる問題には様々なものがある。主なものとしては、ペット動物による加害、またはペット動物に対する損傷、住宅におけるペット動物の保有・飼育と

ニューサンス、飼主の損害賠償や感謝料、賃貸借契約の解除、ペット動物の売買と瑕疵担保責任、獣医病過誤、工場畜産とペット動物の屠殺、研究・実験におけるペット動物の利用と虐待といった問題が取り上げられ、従来、これらが議論されてきた。⁽⁴⁵⁾ 近年、とりわけ重要な問題の一つと考えられているのが、終生飼養に関する飼主亡き後のペット動物の監護・飼養の問題である。現在、アメリカでは、飼主の高齢化が進むにつれて、飼主の死亡や障害発症などにより自ら飼育するペット動物の世話ができなくなった場合に、そのペット動物の監護や飼養が重大な問題と捉えられ、これが議論されている。⁽⁴⁶⁾

(2) 伝統的な法律観とペット動物の法的地位

伝統的な法概念によれば、ペット動物は、権利の客体にすぎず、権利を取得する法的地位にはない。従って、飼主が特定の財産をペット動物に譲渡し、それに基づいてペット動物の監護や飼養をするということは許されなかった。⁽⁴⁷⁾ これに対し、飼主は、遺言や死因贈与により、ペット動物を他の財産とともに相続人や他の第三者に譲渡し、ペット動物の監護や飼養を委ねることが考えられた。⁽⁴⁸⁾ しかし、財産の譲渡を受けた相続人や受遺者、受贈者がその財産を適正に維持・管理しながら、実際にペット動物の監護や飼養のために用いるという保障はどこにもない。⁽⁴⁹⁾ 最悪の場合、これらの者がペット動物を遺棄し、あるいは、安楽死させたり、動物保護センターに追いやったりすることもありうる。このような事態を回避するために、飼主の中には、自分の死後、監護や飼育が期待できないペット動物について、遺言で殺処分や安楽死を指示する例もあり、これが虐待もしくは公序良俗違反に該当しないか否か、議論されることもあった。⁽⁵⁰⁾

このような事情もあって、当初考えられたのは、飼主が委託者となり、自分の死後、ペット動物の監護・飼養を目

的として特定の財産とともにペット動物を信託のおける受託者に信託譲渡し、受託者をしてペット動物の監護・飼養を行うという方法であった。この場合、実質的な利益を享受する主体はペット動物であるが、権利能力を有する受益者は存在せず、信託の実行はもっぱら受託者の裁量に委ねられた。これを「徳義的信託」(honorary trust)と称した⁵¹。徳義的信託は受益者を欠く非公益目的の特殊な信託の一つであるが、これが有効に成立するためには、受託者が信託できる者であるとか、他に信託の履行を監督すべき者がいるなど、信託の実現を確保できる措置が備わっていることが要求された。また、委託者となる飼主の意思も単なる願望ではならず、ペット動物の監護・飼養という目的が明確であることも必要とされた。そうでなければ、この信託は受益者を欠くものとして無効とされた⁵²。

この徳義的信託の考え方をさらに一歩進めたのが、制定法上の「ペット信託」である⁵³。現在のアメリカにおいては、判例・学説の議論を経て、特定のペット動物の世話という目的のための信託（いわゆるペット信託）を一般的に容認する動きが進んでおり、統一法典および多くの州法ではペット信託に関する規定を設けるに至っている⁵⁴。その詳細は後述するが、徳義的信託とペット信託の違いは、徳義的信託では、実質的な利益の帰属主体はペット動物であるが、法形式上、受益者は存在せず、信託の実行はもっぱら受託者の裁量に委ねられる。これに対し、ペット信託では、受託者がペット動物の所有者となる点では同じであるが、委託者は実際にペット動物の世話をする世話人 (caretaker) を指名し、世話人がペット動物の監護・飼養を条件に必要な飼育費用や報酬などの給付を受けることになる。この場合、世話人が実質的な受益者として扱われる⁵⁵。また、ペット信託では、受託者に委託者の意図した目的を確実に実行させるために、委託者の指名による信託の実行者 (trust enforcer) を置き、この者に受託者を監督させるとともに、信託実行者の指名がないときは裁判所に信託実行者を指名する権限を与え、また、不適任な受託者については裁判所

が受託者を解任できるとされている。⁵⁶⁾

飼主の死後、遺されたペット動物の監護・飼養を確実にに行いうる法的手段として、アメリカでは制定法においてペット信託が選択され、これが普及して行った。この背景には、社会における価値観の変化、具体的には、ペット動物と飼主との間の情緒的な強い絆と終生飼養の考え方の普及、それに伴うペット動物の法的地位の高揚、およびペット動物に対する法的保護の強化、そして、ペット動物を扱う取引市場の活性化などの要因が挙げられる。⁵⁷⁾ また、その一方で、旧来の伝統的な法律制度が、動物は権利の客体であつて財産の帰属主体になることはできないこと、人間以外のペット動物を利益の帰属主体としても信託の不適切な実行に対して権利の主張や適切な財産の管理を主張する手段がないことなどを理由に、いわゆる徳義的信託としてその有効性を例外的に認める一部の裁判例を除き、ペット動物の監護や飼育を目的とする信託を認めて来なかったことに対するジレンマが大きく作用しているといえる。⁵⁸⁾

以下では、ペット信託に関するアメリカの二つの統一法典、および、各州におけるペット信託法の展開をみる前に、アメリカの相続・信託法制との関係を明らかにしておくことにする。

(3) アメリカにおける相続・信託の法制度と統一法典

被相続人の死亡による財産の承継は、アメリカでは、遺言および無遺言相続制度のもとで、検認手続を通じた遺言執行ないし遺産管理による検認財産の承継を定めるとともに、信託などの利用による非検認財産の承継を認めている。しかし、その内容は、州ごとに異なり、多様である。その出発点においては、イギリスの影響を受けていたが、連邦制のもとで、次第に州ごとに異なる家族法や相続法を形成して行った。⁵⁹⁾

アメリカでは、被相続人の死亡による財産の承継は、遺言 (testament) や無遺言相続 (intestacy) 制度のもとで、検

認 (probate) 手続によって相続受益者に移転する財産（検認財産）と検認手続外で相続受益者に移転する財産（非検認財産）に分けられる。検認を司る裁判所が「検認裁判所」(probate court) であり、検認裁判所は、遺言の検認のみならず、被相続人の遺産管理の全過程を管轄する。すなわち、遺産管理の開始、遺産に属する諸財産の収集、債権者らの請求の清算、遺産の決算や分配などは、検認裁判所において行われる。検認遺産 (probate estate) の管理手続は、各州や法域ごとに、それぞれ異なる。

一般的な概要としては、被相続人が死亡すると、被相続人の死亡時の住所地の法域における裁判所で、遺言の検認手続が行われる。通常、検認は、他の者への通知や訴状の発せられない一方的手続によってなされる。遺言が検認に付されると、遺言執行状 (Letters of testamentary) が発行され、遺言執行者は遺産の管理を開始する。一定の期間内においては、利害関係を有する当事者は利害関係通告 (caveat) を提出し、厳格方式による遺言検認手続を求めることができる。無遺言相続で遺言執行者がいない場合には、遺産管理人の選任手続が行われ、遺産管理人に遺産管理状 (letters of administration) を発行する。被相続人の事務を監督する遺言執行者や遺産管理人といった人格代表者は信託義務を負い、遺産の目録を作成して被相続人の財産を収集する。そして、被相続人の遺産に属する財産の管理を行う。その中で、被相続人の債権者への弁済や税金の支払いなどを行い、最終的に残った遺産につき権原を有する者への分配を行うことになる⁶⁰⁾。

被相続人の死亡による財産の承継については、非検認の移転方法によってなされる財産の承継がより一般的であるといわれており、合有財産権 (joint tenancy) による不動産や動産の共同所有、生命保険の利用、死亡時支払条項付きの契約、信託の利用などは、その主たるものである。この背景には、非検認譲渡は正式の遺言よりも簡便であり、ま

た、遺言の場合、要式を欠くと無効となり、遺言者の意思が反映されなくなる恐れが大きいことが挙げられる。⁶¹⁾

信託についていえば、財産が信託に付された場合、受託者は一人または数人の指定受益者の利益のために財産を保有し、受益者は生涯不動産権 (estate for life)、残余権 (remainder)、その他の権利を取得する。信託財産は、信託証書の条項に従って、受託者により受益者に分配される。被相続人の遺言によって設定された遺言信託 (testamentary trust) の場合、信託財産は検認手続を通じて受託者に移転されるが、被相続人の生存中に設定された生前信託 (inter vivos trust) の場合には、受託者において保有されている財産は検認手続に服さない。もちろん、信託財産の管理や分配はそのもととなる信託契約、それらの捺印証書 (deed) の諸条項と一致するように行われなければならない。アメリカでは、遺言の代わりに信託の利用もよく行われている。

このように、アメリカでは、被相続人の死亡による財産の承継について、遺言および無遺言相続制度のもとで、検認手続を通じた遺言執行ないし遺産管理による検認財産の承継を定め、また、その一方で、信託などの利用による非検認財産の承継を認めている。いずれにしても、その内容は州ごとに異なり、多様である。このため、統一法典による相続・遺言法制の統制が早くから企図されてきた。

以下では、二つの統一法典に設けられたペット信託の規定、すなわち、『統一検認法典』(UPC § 2-907)、『統一信託法典』(UTC § 408) について、両者の変遷と規定の違いをみて行くことにしよう。飼主亡き後のペット動物の監護・飼養については、近年、ペット動物の高齢化という観点から、誰にペット動物の世話を託することができるか、また、そのために必要な飼育費用はどの程度かという点に議論の中心が置かれ、そのための法的手段が模索されている。⁶²⁾

(4) UPC § 2.907の規律と内容

まず、ペット信託の創設に関する制定法上の動きは、一九九〇年に始まった。「統一州法委員全国会議」(National Conference of Commissioners on Uniform State Laws: NCCUSL—現 Uniform Law Commission: ULC)とアメリカ法律家協会(American Bar Association: ABA)は、統一法典による相続・遺言法制の統制を図るため、一九六九年に『統一検認法典』(Uniform Probate Code: UPC)を公表し、各州にその採択を働きかけた⁶³。そして、一九九〇年、統一州法全国委員会会議は、すでに公表していた『統一検認法典』を改定し、その中にペット信託に関する二つの項目をもった新たな規定(UPC § 2.907)を設けた。UPC § 2.907については、一九九三年にも改正が行われ、さらに規定の整備が行われている(本稿末尾「資料2」)。

(ア) 一九九〇年の改正

一九九〇年改正の『統一検認法典』が § 2.907において定めるペット信託は、二つの項目から成る。一つは、従来の裁判例により例外的に認められてきた「徳義的信託」(honorary trust)を正面から認めるもので、受益者のいない非公益以外の目的的信託である(UPC § 2.907(a))。これは、信託目的の実行は受託者の裁量権限に属し、その存続期間には委託者の死後二一年以内に限り有効とする「永久拘束禁止の原則」(Rule Against Perpetuity: RAP)に従うことを条件に認められる。内容の点からみれば、一九五七年に改定の『信託法リステイメント 第二版』(Restatement [Second] of Trust (1957)) 一一二四条と同様の徳義的信託に関する規定を設けたこと⁶⁴になる。

もう一つは、指定された家庭用動物(domestic animal)またはペット動物(pet animal)、およびその動物の子(offspring)の世話(care)を目的とする「ペット信託」(pet trust)である(UPC § 2.907(b))。これは、実質的な利益帰

属主体をペット動物としながら、信託設定後二一年以内または対象動物の死亡までのいずれかの早い期限の到来で終了する信託である。終了時期をオプションとした点につき、起草者である統一州法委員全国会議は、従来の取扱いを根本的かつ急進的に改めるものである⁶⁵ので、その点に配慮したと説明している。

このペット信託に関する UPC § 2-907(b)は、一九九〇年の改正の時点では、ペット信託を設定する場合に、次のような規律に従うものとしていた。

第一に、拠出された信託財産は、委託者の意図した目的にのみ使用されるものとし、受託者が目的外に流用することを禁じた (UPC § 2-907(b)(5))。

第二に、委託者は、受託者とは別に、実際にペット動物の世話をする世話人 (caretaker) を指名し、世話人をしてペット動物の監護・飼養にあたらせ、これに必要な飼育費用や報酬などの給付を行うことも可能であるとした (UPC § 2-907(b)(3)(iii))。この場合、世話人が実質的な受益者と扱われることになる。

第三に、委託者は、信託証書において指名した信託の実行者 (trust enforcer) に、委託者が意図した信託目的を実行させることを認めた (UPC § 2-907(b)(5))。また、信託実行者が指名されていないときは、裁判所は、第三者からの申立てに基づき、信託実行者を指名することができる⁶⁶とした (UPC § 2-907(b)(5))。

第四に、ペット信託の引受けを容易にし、受託者により拒絶されな⁶⁷いたために、受託者には通常の信託で要求される忠実義務や信託財産の分別管理義務、帳簿作成・報告義務などの信託関係上の義務が免除されるとした (UPC § 2-907(b)(6))。

第五に、受託者が指名されていない場合、または、委託された信託事務を受託者が履行しない場合には、裁判所は

別の受託者を指名することができるとした (UPC § 2-907(b)(9))。この場合、指名された後任の受託者に信託財産を譲渡を命じることができる (UPC § 2-907(b)(9))。

第六に、委託者の意図した目的の使用に必要でない財産 (超過財産) については、裁判所がこれを減額することを認めた (UPC § 2-907(b)(8))。この超過財産の減額という手法については、ペット信託の設定に不平不満を抱く相続人に干渉の機会を与えるもので、裁判所が命じる減額の内容によつては、委託者の意図した目的が見失われる恐れも否定できない。

第七に、「緩やかな解釈基準」 (liberal rule of interpretation) を採用し、委託者の意思した目的が単なる願望ではなく、徳義的信託と区別して積極的にペット信託の設定を認める立場を明らかにするとともに、それを証明するために「外部証拠」 (extrinsic evidence) の利用を認めた (UPC § 2-907(b)(7))。

(イ) 一九九三年の改正

UPC § 2-907は、その後、一九九三年にも改正された。主な改正点は、ペット信託の存続期間について、委託者の死後二一年以内または対象動物の死亡までの期間のうち、いずれか早く到来した時点でペット信託は終了するとしていたのを、生きている対象動物が死亡した時に終了するとし、委託者の死後二一年以内のルールを定めた永久拘束禁止の原則 (RAP) の適用を完全に排除する改正を行ったことにある。この結果、ペット信託の存続期間は生きている対象動物の生命を基準とするものとなり、さらに一層のペット動物の保護が図られることになった。また、これに関連して、一九九三年の改正では、対象となるペット動物の範囲から「子」 (offspring) を削除する改正が行われた。そして、これに伴い、そのために必要とされる遺言者の死亡後の財産の処分に関する規定を設けて、取り扱われる信託

【表3】 UPC § 2-907の新旧両規定の比較と改正点

	UPC1990年版 § 2-907	UPC1993年版 § 2-907	改正点
1	(a)項:徳義的信託 (設立と終了)	(a)項:徳義的信託 (設立と終了)	文言を整理
2	(b)項:ペット信託 (設立と終了、付加規定)	(b)項:ペット信託 (設立と終了)	旧(b)の(2)と(7)を挿入し、文言を整理。RAPの適用を排除
		(c)項:徳義的信託とペット信託に適用される付加規定	(新規定)
3	(b)項	(c)項	
	(1) 信託財産の使用	(1) 信託財産の使用	別段の定めを挿入
	(2) 信託の終了	/	((b)項本文に移行)
	(3) 残余財産の帰属	(2) 残余財産の帰属	
	(4) 残余権条項	(3) 残余権条項	
	(5) 信託の実行者	(4) 信託の実行者	
	(6) 信任義務の排除、報酬	(5) 信任義務の排除、報酬	
	(7) 緩やかな解釈基準と外部証拠の利用	/	((b)項本文に移行)
	(8) 超過財産の減額	(6) 超過財産の減額	
(9) 後継受託者の選任と裁判所の命令・決定	(7) 後継受託者の選任と裁判所の命令・決定		

目的信託としてのペット信託の現状と課題 (長谷川)

財産の明確化を図った (§ 2-907(c)(2))⁽⁶⁶⁾。

形式の面でも、UPC § 2-907は、一九九三年の改正により条文の配置が整理されている。ペット信託の設定と終了に関する(b)項の本文に項目(2)「信託の終了」と(7)「緩やかな解釈基準と外部証拠」を移動して挿入し、新たに(b)項とするとともに、残された項目(1)と(3)～(6)、および(8)・(9)を新たに(c)項として「徳義的信託とペット信託に適用される付加規定」の見出しのもとに項目(1)～(7)とした(上記【表3】「UPC § 2-907の新旧両規定の比較と改正点」)。

現行のUPC § 2-907については、本稿の末尾に資料として掲げた(「資料2」)。後述するように、二〇一五年七月現在、一一の州がUPC § 2-907を採択している(本稿の末尾(資料1)【表5】「アメリカ各州の『ペット信託法』」⁽⁶⁷⁾)。

(ウ) UPC § 2-907の抱える問題点

以上の検討で明らかのように、ペット信託に関する

るUPC § 2-907は、一度の改正を経て、完成度の高い規定として整備された。しかし、これにより、UPC § 2-907の抱える問題点のすべてが解消されたわけではない。⁽⁶⁸⁾

第一に、一九九三年のUPC § 2-907の改正により、ペット信託の対象となる「動物の子」という文言が削除されたが（UPC § 2-907(b)、対象となるペット動物から生まれた子は当該ペット信託の対象動物に含めて保護されるのかどうかである。この点、そこまで考えてペット信託を設立する飼主は多くないとして、この点に関する問題の影響は小さいとの指摘もある。⁽⁶⁹⁾

第二に、一九九〇年のUPC § 2-907の制定当初から、ペット信託における受託者には信認関係に由来する忠実義務や分別管理義務、帳簿作成・報告義務などが免除されている。一九九三年のUPC § 2-907の改正においても、この点に変更はない。信認関係上の義務の免除により、ペット信託の受託者には積極的な引受けと自らの裁量に基づく効率性の追求を期待できるという利点もある。しかし、その反面、受託者による信託財産の維持管理が疎かになり、ペット動物の世話に支障が生じる懸念も否定できない。⁽⁷⁰⁾ この点、UPC § 2-907には、別途、信託の実行者を置くことが定められ（UPC § 2-907(e)(4)、また、別の受託者の指名に関する手続も定められている（UPC § 2-907(e)(7)）。しかし、受託者が信託事務の履行を怠った場合の責任については、規定の条文中、明確ではない。⁽⁷¹⁾

第三に、裁判所は超過財産を減額できるとされているが（UPC § 2-907(e)(6)）、当該動物の実情をよく知りうるのは財産を信託財産として拋出した飼主であり、信託設定の委託者である。信託財産が委託者の意図した目的の使用に必要な範囲を超えるかどうかを裁判所の判断に委ねること、単純に拋出された財産の金額の多寡を基準とすることについては、ペット信託の機能を阻害する恐れがある。⁽⁷²⁾

(5) UTC § 408の規律と内容

前述したように、アメリカでは、相続外の財産承継として信託制度が用いられることも多い。この信託制度についても、統一かつ包括的な信託法の制定を企図して、『統一信託法典』(Uniform Trust Code: UTC)が前述の統一州法委員全国会議(NCCUSL)より二〇〇〇年に公表されている。⁷³⁾その採択は州の裁量に委ねられているが、採択されるならば州法となるため、法源に準ずるものと位置づけられている。『統一信託法典』の特徴は、同法典が定める規定の包括性および体系性にあるほか、判例の準則を定めた二〇〇三年の『信託法リステイメント』[第三版] (Restatement [Third] of Trust (2003))との連携にも配慮し、任意法規性を鮮明にしている点、および、撤回可能な信託(revocable trust)に関するまとまった規定を置いている点にある。

この『統一信託法典』は、第四〇九条で、「確定された受益者が存在しない非公益目的の信託」(non-charitable trust without ascertainable beneficiary)に関する一般規則を定める(UTC § 409)とともに、第四〇八条において、「動物の世話のための信託」(trust for care of animal)に関する特別規定を設けた(UTC § 408)⁷⁴⁾(本稿末尾「資料3」)。すなわち、「信託は、委託者の生存中、生きている動物の世話のために設定することができる」(UTC § 408(a))。これにより、ペット信託が正面から認めるとともに、対象となる動物の懐胎中の生命やそこから生まれた子についても、委託者の生存中で広く保護されることになった。⁷⁵⁾

また、このUTC § 408は、受益者のいないペット信託の実行を確保するために、信託の実行者を指名して置くことができるだけでなく、動物福祉に利害関係を有する者に信託実行者の指名または解任を裁判所に対して請求することを認めた(UTC § 408(b))。さらに、委託者の意図した目的の使用に必要な額を超えた信託財産(いわゆる超過財産)に

については、裁判所が単に減額をするというのではなく、利害関係を有する残余財産の帰属権利者や委託者の相続人の資産状況などを考慮しながら分配の可否を判断して行くことを定めた（UTC § 408）。

以上、右に UTC § 408 の特徴とすべきものを挙げ、その概要とすべきものを摘示したが、その法的意義については次のように整理することができる。まず、前述したように、ペット信託を定めた UPC § 2-907 は、一九九〇年と一九九三年の二度の改正を経て各州におけるその採択を促して行ったが、問題点を抱えたままであった。これに対し、UTC § 408 は、UPC § 2-907 が抱える問題点のいくつかを解消している。この点で、UTC § 408 は、UTC § 2-907 と比べてみても、高齢の飼主にとってより好ましいペット信託であるということができ⁽⁷⁶⁾る。

また、UTC § 408 は、UPC § 2-907 が採用している「緩やかな解釈基準」や「外部証拠」の使用を排除することも、UPC § 2-907 が受託者に免除した信認関係に由来する忠実義務や信託財産の分別管理義務、帳簿作成・報告義務など、通常の信託に要求される信認関係上の義務を受託者に対して課している。これにより、UTC § 408 は、信託法の一般法理との関係でもペット信託の正当性を根拠づけるとともに、ペット動物の保護という観点では、これをより一層促進する法的基盤を提供することになったといえることができる。ただ、UTC § 408 が外部証拠の採用を排除したことは、超過財産の減額にあたり裁判所の恣意的な判断を許す要因となったことは否定できない。

実務上の留意点としては、ペット信託の設定にあたり、遺言や契約が思わぬトラブルに巻き込まれないために、委託者の意図した目的を明確にし、拠出される財産とその用途、受託者および世話人などを指名したうえで、残余財産の帰属権者などを定めておく必要があるといえよう。⁽⁷⁷⁾

現行の UTC § 408 については、§ 409 と併せて本稿の末尾に資料として掲げた（「資料 3」）。後述するように、

【表4】 UPC § 2-907と UTC § 408におけるペット信託の比較

	UPC § 2-907	UTC § 408
設定	指定された家庭用動物またはペット動物の世話のための信託は、有効である (§ 2-907(b))。	信託は、委託者の生存中、生きている動物の世話のために設定することができる (§ 408(a))。
終了	信託は、当該動物が生存しなくなったときに終了する (§ 2-907(b))。	信託は、当該動物の死亡により終了する (§ 408(a))。
目的	信託の意図された使用は、信託証書の中でその目的のために指名された者または裁判所により実行される (§ 2-907(c)(4))。	信託の意図された使用は、信託証書の中でその目的のために指名された者または裁判所により実行される (§ 408(b))。
履行確保	個人は、信託証書に信託を実行するため指名された者がいない場合には、裁判所にその者を指名するように申立てることができる (§ 2-907(c)(4))。裁判所は、譲渡人の意図を実行するために、他の命令、決定、ないし助言をすることができる (§ 2-907(c)(7))。	個人は、信託証書に信託を実行するため指名された者がいない場合には、裁判所にその者を指名するように請求することができる (§ 408(b))。
減額	裁判所は、譲渡された財産の額が実質的に意図された使用に必要な額を超えるときは、その額を減ずることができる (§ 2-907(c)(6))。	信託の価額が信託で意図された使用に必要な額を超えるときは、裁判所はそれを修正することができる (§ 408(c))。
残余財産	残余の信託財産は、信託証書における指示もしくは委託者の遺言に従い、指示も遺言もなければ、委託者の相続人に譲渡されなければならない (§ 2-907(c)(2))。	残余の財産は、信託証書に別段の定めがある場合を除き、委託者または委託者の相続人に分配しなければならない (§ 408(c))。

目的信託としてのペット信託の現状と課題 (長谷川)

二〇一五年七月現在、二二州と一地区の UTC § 408が採択されている (本稿の末尾 (資料1) 【表5】「アメリカ各州の『ペット信託法』⁽⁷⁸⁾」)。

2 UPC § 2-907と UTC § 408の比較

これまでの検討から明らかのように、ペット信託に関する UPC § 2-907と UTC § 408は、主要な点で共通するが、仔細に検討すると微妙に異なる点がいくつかある。上記【表4】「UPC § 2-907と UTC § 408におけるペット信託の比較」は、両者の差異について、六つの項目—設定、終了、目的、履行確保、信託財産の減額、および、残余財産の帰属—を整理し比較したものである。これを見ると、同じペット信託でありながら、両者の間には次のような差異を指摘することができる。⁽⁷⁹⁾

第一に、UPC § 2-907によると、信託終了時に消費されないで残存している信託財産は、信託証

書の定めるところまたは遺言書により分配される。そうでなければ、委託者の相続人に譲渡される (UPU § 2-907(c))。信託財産の額が意図された使用に必要な額を超える場合には、裁判所が信託財産を減額し、減額部分はいまだ消費されない財産として扱われる (UPC § 2-907(e)(5))。これに対し、UTC § 408では、信託財産は信託の意図された目的のみ使用され、信託財産の価額が意図された使用の額を超える場合には、裁判所がそれを調整し、超過財産は信託条項に別段の定めがない限り、委託者または委託者の相続人に譲渡される (UTC § 408(c))。

第二に、UPC § 2-907は、公益以外の目的で受益者のいない信託として、指名された家庭用動物またはペット動物の世話のための信託とは別に、これと並んで受託者の裁量により実行される徳義的信託も二一年を超えない範囲で有効とする (UPU § 2-907(a))。いずれの信託においても、信託の基本財産または収益の意図された使用は、信託証書に記載の目的のために指名された者により行われ、そのような者がいなければ、個々人の申立てにより裁判所が指名した者により行われるとする (UPC § 2-907(e)(4))。これに対し、UTC § 408では、公益以外の目的で受益者のいない信託は、ペット動物の世話のための信託のみを認め (UTC § 408(a))、信託条項で指名された者により、そのような者がいなければ、裁判所により指名された者により行われるとする (UTC § 408(b))。

第三に、UPC § 2-907は、信託証書で信託を実行する受託者が定められていない場合、または、指定された受託者が自ら進んで信託事務を履行しないか、またはできない場合、裁判所は受託者を指名することができる (UPC § 2-907(f))。これに対し、UTC § 408では、利害関係を有する者は裁判所に対し、信託を実行する者の指名または指名された者の解任を申立てることができるとする (UPC § 2-907(b))。

3 アメリカ各州のペット信託法の制定と規律内容

(1) 各州のペット信託法の系譜

アメリカにおいては、各州がペット信託に関する規定を制定法に取り込み、その設定をより積極的に働きかけたことにより、急速に発展して行った。この背景には、前述したように、実質的な要因として、ペット動物と飼主との間の情緒的な強い絆と終生飼養の考え方の普及、それに伴うペット動物の法的地位の高揚、およびペット動物に対する法的保護の強化、そして、ペット動物を扱う取引市場の活性化という要因が大きく作用している⁽⁸⁰⁾。このようなペット動物を取り巻く環境の変化にもかかわらず、飼主の死後または障害などの発症後、遺されたペット動物の監護・飼養を確実に行的手段を既存の法律制度が十分に提供できなかったことが挙げられる。こうした状況の中で、『統一検認法典』が一九九〇年の改正により徳義的信託と並んでペット信託の設定を認め（UPC § 2.907）、さらに一九九三年の改正によりペット信託の問題点を改善して、その採択を各州に働きかけたという事情が大きく影響している。そして、その方向性を決定づけたのは、二〇〇〇年に『統一信託法典』が制定され、その中でペット信託に関する規定（UTC § 408）を設け、ペット信託の採択を各州に働きかけたことにある。

すでに指摘したように、アメリカの各州では、これまで四六の州と一地区においてペット信託に関する法律が制定され、残る未制定州は四州（ケンタッキー、ルイジアナ、ミネソタ、および、ミシシッピ）であった。最近のデータによると、ミシシッピ州およびケンタッキー州の二州で、新たにペット信託法が制定されている（Miss. Code § 91-8-408 [2014]; Ken. Rev. Stat. Ann. Tit. 33, Ch. 386B.4-080 [2015]⁽⁸¹⁾）。この結果、ペット信託法をもたない州は、二〇一五年七月現在、ルイジアナとミネソタの二州となった。

各州のペット信託法は、後述するように、その大半が前述の UPC § 2-907 または UTC § 408 のいずれかに根拠を置き、その規律に従って規定を設けている(本稿の末尾(資料1)「アメリカ各州の『ペット信託法』①②」)。このほか、独自にペット信託に関する法律を制定する州もいくつか存在する⁽⁸²⁾。

(a) UPC § 2-907 に根拠をもつ州法

UPC § 2-907 を採択するのは、次の二二州、すなわち、アラスカ州 (Alas. Stat. § 19-12.907) 、アリゾナ州 (Ariz. Rev. Stat. § 14-10408) 、コロラド州 (Colo. Rev. Stat. § 15-11-901) 、ハワイ州 (Haw. Rev. Stat. § 560:7-501) 、イリノイ州 (Ill. Comp. Stat. § 760: 5/15.2) 、ミシガン州 (Mich. Comp. Laws § 700.2722) 、モンタナ州 (Mont. Code Ann. § 72-2-1017) 、ノースカロライナ州 (N.C. Gen. Stat. § 36C-4.408) 、ロードアイランド州 (R.I. Gen. Laws § 4-23-1) 、サウスダコタ州 (S.D. Codified Laws § 55-1-21 to-23) 、テキサス州 (Tex. Prop. Code § 112.037) 、および、ユタ州 (Ut. Code Ann. § 75-2-1001) である⁽⁸³⁾。

(b) UTC § 408 に根拠をもつ州

UTC § 408 を採択するのは、次の二二州と一地区州、すなわち、アラバマ州 (Ala. Code § 19-3B-408) 、アーカンサス州 (Ark. Code Ann. § 28-73-408) 、フロリダ地区 (D.C. Code § 19-1304.08) 、フロリダ州 (Fla. Stat. § 763.0408) 、ジョージア州 (Ga. Code Ann. § 53-12-28) 、カンサス州 (Kan. Stat. Ann. § 58a-408) 、ケンタッキー州 (Ken. Rev. Stat. Ann. tit. 33, Ch. 368B.4-080) 、メイン州 (Me. Rev. Stat. title 18-B, § 408) 、メリーランド州 (Md. Estates & Trusts Code § 14-112) 、マサチューセッツ州 (Mass. Stat. Ch. 203E, § 408) 、ミシシッピ州 (Miss. Code § 91-8-408) 、ミズーリー州 (Mo. Rev. Stat. § 456.4-408) 、ネブラスカ州 (Neb. Rev. Stat. Ann. § 30-3834) 、ニューハンプシャー州 (N.H. Rev. Stat. Ann. § 564-B:4-408) 、

ニューメキシコ州 (N.M. Stat. Ann. § 46A-4-408) ˆ ノースダコタ州 (N.D. Cent. Code § 59-12-08) ˆ オハイオ州 (Ohio Rev. Code Ann. § 5804.08) ˆ オレゴン州 (Or. Rev. Stat. § 130.185) ˆ ペンシルバニア州 (Pa. Cons. Stat. tit. 20 : § 7738) ˆ サウスカロライナ州 (S.C. Code § 67-7-408) ˆ テネシー州 (Tenn. Code Ann. § 35-15-408) ˆ バーモント州 (Vt. Stat. Ann. Tit. 14A, § 408) ˆ ヴァージニア州 (Va. Code Ann. § 55-544.08) ˆ ウェストヴァージニア州 (W.V. Code § 44D-4-408) ˆ および ˆ ワイオミング州 (Wyo. Stat. § 4-10-409) である。⁽⁸⁴⁾

(c) 独自のペット信託法を制定する州

上記の(a)および(b)以外の州では、ペット信託に関して独自の規律を定めているところはいくつかある。次の一二州、すなわち、カリフォルニア州 (Cal. Prob. Code § 15212) ˆ コネティカット州 (Conn. Gen. Stat. Ann. § 45a-489a) ˆ デラウェア州 (Del. Code title 12: § 3555) ˆ アイダホ州 (Idaho Code § 15-7-601) ˆ インディアナ州 (Ind. Code § 30-4-2-18) ˆ アイオワ州 (Iowa Code § 633A.2105) ˆ ネバダ州 (Nev. Rev. Stat. Ann. § 163.0075) ˆ ニュージャージー州 (N.J. Stat. § 3B:11-38) ˆ ニューヨーク州 (N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 7-8.1) ˆ オクラホマ州 (Okla. Stat. tit. 60, § 199) ˆ ワシントン州 (Wash. Rev. Code § 11.118.005 to-110) ˆ および ˆ ウィスコンシン州 (Wis. Stat. Ann. tit. § 701.11) 等、UPC § 2-907 & UTC § 408を参照するもの、それに従うことなく、一部または全部を修正して独自の見地から、ペット信託に関する規律を定めている。⁽⁸⁵⁾

(d) ペット信託に関する法律をもたない州

ごく僅かではあるが、ペット信託に関して何らの法律を制定していない州もいくつか存在する。これまで、ケンタッキー、ルイジアナ、ミネソタ、および、ミシシッピの四州は、いまだペット信託に関して制定法をもたない州で

あった。⁽⁸⁶⁾しかし、前述したように、最近のデータによると、ミシシッピおよびケンタッキーの二州でペット信託法が制定されている（Miss. Code § 91-8-408 [2014]; Ken. Rev. Stat. Ann. Tit. 33, Ch. 386B.4-080 [2015]）。⁽⁸⁷⁾どちらの州も、文字通り UTC § 408 に依拠するものである。この結果、ペット信託法をもたない州は、二〇一五年七月現在、ルイジアナ州とミネソタ州の二州となった。

(2) 各州のペット信託法の規律と内容

アメリカの各州におけるペット信託法の制定に関する全体的な流れとしては、UTC § 408 が採択のために公表された二〇〇〇年以降、ペット信託法を制定する州はそのほとんどが UPC § 408 に依拠しており、UPC § 2-907 に根拠とする州はごく僅かである（本稿の末尾（資料1）「アメリカ各州の『ペット信託法』①」の「典拠」および「同②」参照）。

以下では、ペット信託に関するアメリカの二つの統一法典の規定（UPC § 2-907 と UTC § 408）を採用する州、および、独自の規定を設ける州について、次の主要な五つの項目、すなわち、(ア) ペット動物の適格性と種類・範囲、(イ) 信託実行者としての世話人の選任、(ウ) 受託者の義務と信託財産の管理、(エ) 裁判所による信託財産の減額、および、(オ) ペット信託の終了と永久拘束禁止の原則を取り上げ、各州のペット信託法の規律のあり方を概観しておこう。⁽⁸⁸⁾

(ア) ペット動物の適格性と種類・範囲

ペット信託の対象となる動物について、UPC は「家庭用動物またはペット動物」(designated domestic animal or pet animal) と定める（UPC § 2-907(b)）。これに対し、UTC は単に「動物」(animal) と定める（UTC § 408(a)）。ペット信託の対象となるのが「動物」である以上、それは栄養素を吸収できる器官と消化能力をもった有機体で、中枢神経があり、可動的かつ自発的な運動能力を有する生物でなければならぬ。これらの要件を具備する有機体的生物であれば、

それが家庭用動物またはペット動物であるかは、それほど重要なことではない。実際、ペット信託の設定あたり、両者の区別は大きな論争とはなっていない。むしろ、両者は、相互に代替可能な用語といえる。問題は、ペット信託の対象となる動物をどのように識別するかである。識別の基準としては、動物の種類と数、雌雄の別、体躯、生物学的特徴などを基準とし、対象動物の所在を示すものや飼養の場所・方法も考慮されなければならない。

この点について、UPC § 2-907は、委託者により「指定された」(designated) 家庭用動物またはペット動物を、ペット信託の対象としている。これに対し、UTC § 408は、単に「生きている」(alive) 動物と規定するにすぎない。

ペット信託を認める州は、そのほとんどが採択する統一法典のUPC § 2-907またはUTC § 408のいずれかの規定に従って、当該信託が適用されるペット動物の範囲を定めている。州の中には、これら統一法典の規定に従いながらも、それを修正した形で、独自の規定を設けるところがある。

例えば、アイダホ州は、公益以外の目的で設定される受益者のいない信託(目的信託)をペット信託として一般的に認めており、対象となるペット動物の適格性や種類、その範囲をとくに問題としていない (Idaho Code Ann. § 15-7-601(c))。ウィスコンシン州は、ペット動物の世話が単に委託者の要望を示す程度のものでない限り、動物の種類を問うことなくペット信託を認めている (Wis. Stat. § 701.11)。デラウェア州は、動物界に属する人間以外の構成員であれば、植物および無機物を除いて、ペット信託の設定が認められるとしている (Del. Code Ann. Title 12, § 3555(a))。ワシントン州は、ペット信託の対象となる動物を「人間以外の脊椎動物」(nonhuman animal with vertebrae) と定義している (Wash. Rev. Code § 11.118.010)。

ペット動物の識別に関連して、懐胎したペット動物およびその子孫をどのように処理するかという時的限界に関わ

る問題がある。すなわち、ペット信託の設定時に対象動物が懐胎していた場合、「懐胎した動物」(animals in gestation) はどのようにペット信託の対象となりうるかである。この問題について、UPC § 2-907は、「当初、「動物の子孫のために」(for an animal's offspring) という文言を置いていたが、一九九三年の改正でこの文言を削除した。これに対し、UTC § 408は、その制定当初から懐胎したペット動物に関する明文の規定を置いていない。各州のペット信託は、UPC § 2-907およびUTC § 408のいずれかに根拠を置くものが大半であるが、解釈上争いがある。

例えば、コロラド州は、UPC § 2-907を根拠とする州であるが、当該信託が効力を生ずる時に懐胎中のペット動物は、委託者の死亡後に生まれ出ても受益動物となりうるとしている (Colo. Sess. Law 15-11-901(2))。これに対し、カリフォルニア州は、§ 2-907に根拠を置きながらも、解釈上の疑義を生じさせないためにUTC § 408が示す文言を取り入れ、ペット信託は「委託者の生存中に最後まで生きていた動物が死亡した時」(animal alive during the settlor's lifetime, upon the death of the last surviving animal) に終了すると規定し、この問題の解決に一定の指針を示す形で修正を加えている (Cal. Prob. Code Ann. § 15212)。

一方、UTC § 408に根拠を置くペット信託を認める州においても、懐胎中の動物のためのペット信託を認めるか否かについては、解釈上、争いがある。例えば、サウスカロライナ州は、UTC § 408に根拠をもつ州であるが、委託者の生存中に懐胎した動物の世話のために設定されたペット信託については、委託者の死亡時に懐胎中であっても有効な信託と認められるとし、受益動物の範囲を広く認めている (S.C. Code Ann. § 62-7-408)。

(イ) 信託実行者としての世話人の選任

ペット信託においては、受益者が存在しないため、受託者を監視または監督して確実にペットなどの動物の世話を

実行させることが重要な課題となる。履行確保の手段としては、受託者とは別に世話人 (caretaker) を置くか、または、他の受託者 (trustee) を選任することが考えられる。実際、ペット信託を設定するにあたり、信託証書の中では、受託者とは別に世話人などの信託実行者 (enforcer) を指名するのが一般的である。⁽⁸⁹⁾

この点について、UPC § 2-907は、ペット信託における受託者がペット動物の監護や飼養などの世話を行うことが予定されており、受託者がペット動物の世話を自ら進んで行わない場合、または、それができない場合には、裁判所が別の受託者を選任することができる⁽⁹⁰⁾とし、そのための規定を設けている (UPC § 2-907(e)(4))。また、UPC § 2-907は、裁判所が委託者の意図した目的を実行するため、必要な範囲内で、受託者に対して命令や決定または助言をなしうることを定めている (UPC § 2-907(e)(7))。これに対し、UTC § 408では、ペット信託を設定する場合、信託証書において受託者とは別に世話人などの信託実行者が指名されることを必要とし、そのような指名がなされない場合、動物の福祉 (welfare of animal) に利害関係を有する者の申立てにより、裁判所が信託実行者の選任を行うことを定めている (UTC § 408(b))。この選任手続は、信託実行者の解任を申立てる場合にも、同様の方法で行われる。受託者以外の第三者にペット動物の世話などを行わせることは、受託者による信託財産の不適切な利用を回避し、受託者の権限の濫用を防止することにもなり、動物の福祉に沿うという考え方である。

アメリカ各州のペット信託における信託実行者に関する規律は、前述のUPC § 2-907またはUTC § 408のいずれかに従って定める州が大半である。しかし、州の中には、独自の規律を定めているところもいくつかある。

例えば、コネティカット州は、裁判所による世話人の選任・解任の権限を排し、指図人 (protector) を信託証書の中で指名するものとし、この者を通じてペット動物の保護を具体的に行うものとしている (2009 Conn. Pub. Act 09-169

§1(a)。コロラド州、マサチューセッツ州、および、オクラホマ州の三州は、信託終了後の残余受益者についても世話人としての地位を認めている (Colo. Rev. Stat. § 15-11-901(3)(d); 2010 Mass. Acts. 430(e); Okla. Stat. tit. 60 § 199(d))。ワシントン州は、世話人となりうる者はペット動物の監護を担うことができる者であるとし、この者に利害関係人として信託実行者選任の申立権限を認めている (Wash. Rev. Code § 11.118.050)。アイダホ州は、ペット動物の監護・飼養につき利害関係を有する者に信託実行者選任の申立権限を認めるとともに、信託実行者が選任されるまでの間、裁判所が信託を実行する権限を有している (Idaho Code Ann. § 15-7-601(5)-(6))。カリフォルニア州は、信託実行者選任の申立権限を、主に動物の福祉のために活動する非公益団体、州の法務長官、および、信託終了後の残余受益者にも拡張して認めている (Calif. Pub. Code § 15212(e))。ネバダ州は、信託実行者としての世話人の選任にあたり、裁判所が動物の福祉に重大な利害関係を有する者を優先して選任しうることを定めている (Nev. Rev. Stat. § 163.007(3))。

このように、各州のペット信託法では、受託者以外に、実際にペット動物の世話などを行う世話人が置かれることが多く、世話人を通じて委託者が意図したペット動物の世話という目的を行うことになる。動物の監護・飼養を行う者が常に動物の福祉に重大な利害関係を有する者というわけではないから、両者は必ずしも一致するわけではない。そのため、信託実行者としての世話人をどのように定めるか、各州のペット信託にはこの点に関する苦悩が見え隠れしているように思われる。

(ウ) 受託者の義務と信託財産の管理

ペット動物の信託において、受託者はペット動物の形式的な所有者として、ペット動物とともに拠出された金銭などの信託財産を維持・管理し、それをペット動物の監護や飼養にあたる世話人に必要な範囲で給付する。受託者は、

通常の信託であれば、忠実義務 (duty of loyalty) を負い、信託財産の管理・運用につき、帳簿作成 (Ging)、報告 (report)、自己の固有財産との分別管理 (separate maintenance of funds)、登録 (registration)、年次会計報告 (periodical accounting) などの義務を負っている。しかし、ペット動物の信託では、忠実義務を除いて、帳簿作成などの義務を受託者から免除していることが多い。この背景には、ペット信託のために提供される金銭は、通常、一〇ドルないし三万五〇〇〇ドルの範囲で少額な場合が多く、通常の信託受託者が負う各種の義務をペット信託の受託者にも要求することは負担する費用によって信託財産の減少をもたらし、信託の実行を困難にするという事情があるともいわれている。ただ、受託者が信託財産から不当な利益をえてはならないといった忠実義務を負っていることに変わりはなく、受託者による信託財産の目的外の流用が許されるわけではない。

この点につき、UPC § 2-907は、信託証書の定めまたは裁判所の命令がない限り、帳簿作成などの通常の信託において受託者に課される義務を負わないことを定めている (UPC § 2-907(c)(5))。これに対し、UTC § 408では、信託証書の中で世話人の指名を必要とし、また、指名がない場合には、裁判所が世話人を選任しうることを定めるにすぎず (UTC § 408(b))、受託者が負う信託関係上の各種義務の免除に関する規定は設けられていない。

ペット信託を制定する州の多くは、UPC § 2-907またはUTC § 408のいずれかに従った規定を設けているが、州の中には、修正を加えている州がいくつかある。例えば、オレゴン州、ヴァージニア州、ロードアイランド州の各州では、ペット動物の監護や飼養にあたる世話人が必要とすれば、受託者に対して決算報告書の提出を求めるうるとし、その権限を世話人に付与している (Or. Rev. Stat. § 130.184(4); Va. Code Ann. § 55-544.08(D); R.I. Gen. Laws § 4-23-1(c))。また、州の中には、ペット信託のために拠出される財産の金額を基準に、例えば、オクラホマ州では二万ドルを基準に

これを超える場合、また、カリフォルニア州では四万ドルを基準にこれを超える場合について、受託者に対して決算報告書の作成や分別管理義務を定めるところもある（Okl. Stat. tit. 60, § 199(E); Cal. Prob. Code Ann. § 15212(e)）。このような状況に中であつて、コネティカット州は、通常の信託の場合と同様、受託者に対して決算報告書の作成を義務づけ、ペット動物の監護・飼養を行う世話人に対して開示することを定める唯一の州である（2009 Conn. Pub. Act 09-169 § 1(d)）⁽⁹¹⁾。

以上のように、ペット動物の世話のために拠出される信託財産の額が比較的に少ないペット信託では、会計報告書の作成などに要する費用の負担は、信託財産の破綻に至ることも懸念され、そのような配慮から、受託者に要求される通常の義務が免除されているといえよう。そうでなければ、ペット信託の財産的基盤を維持し、そのために拠出された信託財産の適正な維持・管理を行うためには、受託者と世話人を分離し、両者をして相互に「抑止と均衡」を保つことが求められることになる。

(E) 裁判所による信託財産の減額

ペット信託においては、委託者が意図した目的に必要な範囲を超えて多額の財産が信託財産に供される場合がある。拠出された信託財産は、前述したように、委託者の意図した目的に沿って、対象となるペット動物の監護や飼養などの世話、および、それに必要な範囲の飼育費用などのために用いられる。この場合、委託者が意図した目的の使用を超える額の財産（超過財産）については、裁判所が減額を命じることができる。UPC § 2-902、UTC § 408は、ほぼ同様の規定をもち、裁判所による超過財産の減額を定めているが（UPC § 2-907(e)(6), UTC § 408(c)）、両者は微妙な点で違いがある。すなわち、第一に、UPC § 2-907は、裁判所に超過財産を減額する権限を認める。これに対し、UTC § 408は、裁判所に超過財産の分配する権限まで与えている。第二に、UPC § 2-907は、超過財産の減額にあつた

り「実質的に」という基準を設ける。これに対し、UTC § 408は、そのような基準は設けられていない。

このような違いによって、UPC § 2-907とUTC § 408の間には、その結論においてどのような差異が生じるのか、その点については必ずしも明確ではない。論者の中には、いずれにせよ、どのような意図のもとに超過財産が拠出されたのかは委託者のみがよく知りうる場所であるという理由から、超過財産に関する減額規定の不当性を主張し、その削除を要求する見解がある⁽⁹¹⁾。これは、ペット信託の終了後、残余財産があれば、残余財産の帰属権者、例えば、委託者の相続人や世話人、あるいは、非営利法人に分配することで対応が可能であるという考え方に基づいている⁽⁹²⁾。実際、各州のペット信託法の中には、超過財産に関する減額規定を排除している州がいくつかある⁽⁹³⁾。カリフォルニア州 (Cal. Prob. Code § 15212) 、コロラド州 (Colo. Rev. Stat. § 15-11-901) 、デラウェア州 (Del. Code tit.12, § 3555) 、ジョージア州 (Ga. Code Ann. § 53-12--28) 、アイダホ州 (Idaho Code § 15-7-601) 、マサチューセッツ州 (Ma. Stat. tit. 203F, § 408) 、オレゴン州 (Or. Rev. Stat. § 130.185) 、およびワシントン州 (Wash. Rev. Code § 11.118.005 to .110) の八州は、超過財産の減額規定を排除するペット信託法を制定している州であるが、裁判所による超過財産の減額は委託者の意図した目的に変更を加えること、ペット信託による相続財産の減少に不満をもつ相続人などの残余受益者や残余財産の帰属権者からの不当な干渉を許すことなどを理由に、裁判所による超過財産の減額を認めていない。

裁判所による超過財産の減額という考え方は、これにより財産の適正配分を可能とし、必要以上に財産が消費されることを防止するという点にある。とくに、ペット信託の設定を内心では快く思っていない相続人にとっては、超過財産の減額が認められることにより軽率で思慮を欠いた譲渡を防止し、残余受益者または残余財産の帰属権者として利益の分配を受ける機会を確保できるという利点がある。しかし、高齢化したペット動物に対して十分な監護や飼

養を行おうとすれば、予想外の医療費の支出など高額な費用負担も避けては通れず、緊急的な出費にも適切な対応が求められる。一見して超過財産のようにもみえるが、委託者の意図するところは、そのような事態への対応にもあるとするならば、この点も考慮されなければならない。

実際、有名なスチュワート相続事件 (In re Stewart's Estate, 13 Pa. D. & C. 3d 488 [Pa. Orphans Court Division, 1979]) では、遺言者が十分な財産をもって愛猫の看護を意図したにもかかわらず、裁判所による超過財産の減額が信託の終了を来したことから、思慮を欠いた超過財産の減額の可否とその範囲が問題となった。⁹⁴ 事案は、ペット所有者が遺言でペット信託を設定し、自己の財産から七、六〇〇ドルを支出し、これを二匹の愛猫 (一匹は一四歳、残りの二匹は一三歳) の「保護と世話と給餌」のための信託財産としたというものである。

裁判所は、この信託を遺言の文言から徳義的信託にすぎないと認定したうえで、遺言者が意図したところは遺産の大部分を大学に寄付することであり、愛猫の飼養や医療などに必要な額 (愛猫一匹につき月額七五ドル、年額約一、二八七ドル) を平均余命 (二二〜二五歳) に基づき算出し、これに世話人に対する報酬 (月額七五ドル) を加えて五、〇〇〇ドルに減額した。

裁判所の判断によれば、愛猫はいずれも四年以内に死亡し、その時点で信託が終了するものと推計されていた。ところが、この裁判の後、一匹の猫が平均寿命を超えて二二歳以上も生き続けた。遺言者が十分な財産をもって愛猫の看護を意図したにもかかわらず、裁判所による超過財産の減額が信託の終了を来したことから、思慮を欠いた超過財産の減額が問題視されている。⁹⁵

最近話題となった事件の一つに、愛犬のペットに二二〇〇万ドル (約一三億円) の遺産を譲与するとしたヘルムズ

リー遺言 (Will of Leona Helmsley) がある。⁽⁹⁶⁾ 二〇〇七年八月二〇日、米国のホテル女王レオナ・ヘルムズリー (Leona Helmsley) は八七歳で亡くなったが、遺言で愛犬の白いマルチーズ「トラブル」(Trouble) に、相続人となる親族の中では最高額となる一二〇〇万ドル (約一二億七〇〇〇万円) を相続させるとして、話題となった。トラブルは、ヘルムズリーの死後、コネティカット州にある部屋数二八室の住宅に住み、二四時間の身辺警護や医療費、シェフお手製の食事、美容室代などの諸費用は年間三〇万ドル (約三三〇〇万円) と見積もられた。トラブルが死亡した場合の残額は、ヘルムズリーの遺産の大半をもとに設立された慈善基金に引継がれる。また、トラブルの遺骨は、ヘルムズリーと一九九七年に亡くなった夫のハリー (Harry Helmsley) の傍らに埋葬されるものとされた。遺言書では、これらの内容が指定された遺言執行者により執行されることが指示された。

ヘルムズリー遺言が提起する最大の問題は、超過財産の減額に関するものである。⁽⁹⁷⁾ ニューヨーク州のペット信託法が定める超過財産の減額規定によれば、ペット信託のために拠出された額が意図された使用に必要な額を実質的に超過する場合には、裁判所はその額を減額することができる (N. Y. Est. Powers & Trusts Law §7-8.1(d))。減額された額は、信託証書の定める指示に従って譲渡され、何ら指示がない場合には、委託者の財産に回復される。Id., at §7-8.1(c)。ヘルムズリー遺言事件では、相続開始後、相続から排除された二人の孫らが、ニューヨーク州の遺言検認裁判所に遺言の無効などを理由に、不服の申立てを行った。審理の結果、裁判所 (Reena Roth 判事) は、二〇〇八年六月一六日、遺言を作成した際ヘルムズリーは心神喪失状態にあったとして、愛犬トラブルの相続額を六分の一の二〇〇万ドル (約二億一〇〇〇万円) に減額した。減額された一〇〇〇万ドル (約一〇億円) については、ヘルムズリー慈善基金に四〇〇万円が寄付され、本件の訴えを提起したヘルムズリーの孫二人に六〇〇万ドルの取り分を認めると判示した。

通常、ペット信託のために飼主が委託者として拠出する信託財産は、対象となるペット動物の年齢・健康状態・種類によって異なるが、一般的に一〇、〇〇〇ドルから三、五〇〇ドルが多いといわれている。⁽⁹⁸⁾これが一つの目安とされている。その意味では、ヘルムズリー遺言事件では、余りにも必要以上の財産が信託財産とされたことになる。

ペット動物の監護や飼養などの世話に必要な額というものは、長年世話を行ってきた飼主である委託者が最もよく知りうる場所である。そうであるとすれば、超過財産の減額規定を排除する立場は、それなりの合理性があるといえよう。かりに超過財産の減額を認め、委託者が意図した目的の使用に必要な額かどうかを裁判所に判断させるにしても、単純に高額であるから減額するというのではなく、残余財産の帰属権者の財産状態にも配慮しながらその可否を判断することが求められる。その点では、UTC § 408の方が超過財産の分配を行っている点で、UPC § 2-907よりも優れている。また、この場合、ペット動物の監護や飼養を専門的に行っている外部機関の意見を聞くといった手続要件も、併せて検討されなければならない。

いずれにしても、超過財産の減額の判断にあたっては、単に信託財産と残余財産とを金銭的に評価し、その評価額の多寡のみで比較できるものではないという点には、留意が必要であるといえる。

(オ) ペット信託の終了と永久拘束禁止の原則

ペット信託は、通常、信託証書において記載されるところに従い、対象となるペット動物が存在しなくなった時または死亡した時に終了する。UPC § 2-907およびUTC § 408はどちらも、その文言・表現は微妙に異なるが、徳義的信託の場合（二一年以内が有効期間である。UPC § 2-907(a)）でなければ、コモンロー上の「永久拘束禁止の原則」(Rule

Against Perpetuity: RAP) を排除するものとしてなる (UPC § 2-907(b); UTC § 408(a))。

永久拘束禁止の原則 (RAP) とは、「いかなる権利も権利設定時に生存している者の死後二一年以内に譲渡されな
いときは無効とする」(No interest is good unless it must vest, if at all, not later than 21 years after some life in being at the
creation of the interest) という原則である。⁽⁹⁹⁾ この RAP が適用される場合、その期間内に受益者が確定しない可能性が
少しでもあるときは、権利設定が無効となる。RAP における権利帰属の確実性は、権利設定時を基準として判断さ
れるため、単なる可能性を理由として当該処分が無効とされるおそれがあり、また、それが批判的となった。⁽¹⁰⁰⁾

このような不都合ないし批判を回避するために、RAP の適用に修正が加えられることになった。それが、「待機静
観理論」(wait-and-see approach) という考え方である。待機静観理論とは、権利設定時に権利不確定の可能性があつ
ても、それを理由に当該権利設定を無効とするのではなく、当該権利が永久禁止拘束期間を過ぎても実際に不確定の
ままかどうかを待機してみたうえで、その権利設定の無効性を判断しようとする考え方である。⁽¹⁰¹⁾ RAP の廃止もしく
は緩和を求める動きは、その主たる原因が永久拘束禁止の原則に対する批判にあるのみならず、連邦の一九八六年
「世代飛越移転税」(Generation-Skipping Transfer Tax: GST 税) — それぞれの世代の死亡によって信託財産に対して課
税する (ただし、信託設定時に一〇〇万ドルまでの信託財産を除く。二〇〇九年に上限額を三五〇万ドルに引き上げ) という税
制改革に起因していたことにも留意が必要である。⁽¹⁰²⁾

この静観待機理論がアメリカ法において結実するのは、一九八六年に統一州法委員全国会議 (NCCUSL) によって
公表された「統一永久拘束禁止法」(Uniform Statutory Rule Against Perpetuities: USRAP) ことごとくである。⁽¹⁰³⁾ USRAP は、
伝統的な永久拘束禁止の原則を大きく変更し、権利設定から九〇年の待機静観法理という明確な基準を提示した。す
なわち、いかなる権利も、生存者の生存期間およびその死後二一年以内に、または、権利設定の時から九〇年以内に

確実に確定するのであれば有効であるとし、権利がこれらの期間に確定するか否か設定時には不明な場合であっても、実際に確定するかどうかを待ってから効力を判断するとした (USRAP § 1)。もし九〇年以内に実際に確定しなければ、裁判所は利害関係人の申立てにより、権利設定者の明示的な処分計画に最も近いところに沿って処分を改定することができる (USRAP § 3)。USRAP は、その採択を各州の裁量に委ねるもので、それ自体拘束力ある法律ではないが、採用されると法律と同等の効力を有することになる。

現在、多くの州は、受託者に信託財産の処分権限が確保されていることを条件に、RAP を廃止する方向に動いているが、その一方で、USRAP を採択する州が少なからずあり、その動きは活発である。USRAP の採択についてみれば、その内容に変更を加えた州を含めると、半数以上の州で採択されている⁽¹⁴⁾。USRAP の採択は、前述の GST 税の法改正の動きとも関連して、永久信託 (perpetual trust) の設定を可能とする州の増加をもたらししており、その動向には今後注視する必要があるといえよう⁽¹⁵⁾。

ペット信託法を定める州の多くは、前述の UPC § 2-907 または UTC § 408 が定めるルールに従って、ペット信託の終了を定めている。しかし、ペット信託に関する州法の中には、正面から RAP の適用を排除するところもある。カリフォルニア州、ハワイ州、イリノイ州、マサチューセッツ州、および、ミシガン州の五州は、RAP の適用排除をペット信託法で明示して定める州である (Cal. Pro. Code Ann. § 15212(h); Haw. Rev. Stat. § 560: 7-501(b)(7); Ill. Comp. Stat. 5/15.2(b)(7); 2010 Mass. Acts. 430(e); Mich. Comp. Laws § 700.2722(3)(h))。また、ペット信託法を定める州の中には、RAP を適用可能な範囲で維持するとしうえで、存続期間の上限については二一年以内を基準とするのではなく、別の基準を定める州もある。例えば、アリゾナ州は、存続期間の上限につき九〇年以内を基準とするルールを定める (Ariz.

Rev. Stat. § 14-2907(A))。また、ワシントン州は、存続期間の上限につき一五〇年以内を基準とするルールを定めている (Wash. Rev. Code § 11.118.130)。

(3) 小括

以下に、これまでの考察に基づき、アメリカ各州におけるペット信託法の規律内容について、その要点を整理しておくことにしよう。

第一に、ペット動物の適格性と種類・範囲が問われている。ペット信託の対象となる動物をどのように識別するか、この点が重要である。実際問題として、動物の種類と数、雌雄の別、体躯、生物学的特徴などを基準とし、対象動物の所在を示すものや飼養の場所・方法なども考慮されなければならない。議論は、対象となるペット動物から将来生まれ出る子孫の取扱いにまで及んでいる。

第二に、ペット動物の監護・飼養について、受託者以外の第三者をどのような地位でどこまで関与させるかを問題とし、受益者ではない世話人や信託実行者の存在が議論されている。世話人を選任する場合には、この世話人に受託者の監視ないし監督機能を担わせることが期待されている。また、これと並んで、ペット信託の受託者について、通常の信託において要求される忠実義務や会計帳簿作成・報告義務などの信認関係に由来する各種の義務をどの範囲で免除されるかどうかも議論されている。ここでは、ペット信託における信託財産は少額にとどまることが多いという事情を、ペット動物の世話という信託目的との関係でどこまで考慮しうるかが問われることになる。

第三に、信託譲渡された財産の価額がペット動物の世話という委託者の意図した使用に必要な財産の額を超える場合、裁判所はこれを減額できるところが多い。超過財産の減額が認められることにより、軽率で思慮を欠

いた譲渡を防止し、残余受益者または残余財産の帰属権利者として利益の分配を受ける機会を確保するのが狙いであるが、そのことによつて委託者が意図したペット動物の世話という目的に影響がでないかどうか、裁判でも争われている。

第四に、ペット信託の存続期間は、英米法に伝統的な永久拘束禁止の原則（RAP）の適用を排除し、信託行為により当事者が自由に定めうるとしている。そうでなくとも、永久信託または永久信託に近い長期間の信託の形態が選択できる措置がとられている。

四 若干の検討

1 存続期間の上限規制と二〇年ルールの妥当性

(1) 差押禁止財産の創出への懸念

現行の信託法は、目的信託を新たな類型の信託の一つとしてその有効性と認めたが（信託法二五八条）、その存続期間につき二〇年を超えることができないものとした（同法二五九条）。目的信託の存続期間に上限を設定することは、目的信託による差押禁止財産の創出への懸念を考慮したものである。¹⁰⁷ すなわち、債務超過状態にある委託者が目的信託を設定することにより委託者の責任財産が減少し、これによつて信託設定時における委託者の債権者が害されることは放任することができないという考え方である。しかし、そのような考え方がペット信託の場合にもそのままではまるのかどうか、この点は、アメリカにおける二つの統一法典（UPC S 2-907, UTC S 408）や各州のペット信託法においても超過財産の減額という形で議論されており、別途検討を要する問題といえよう。

この目的信託による差押禁止財産の創出への懸念は、右に指摘した点にとどまるものではない。委託者が目的信託の設定後に自らの資産額を超える額の債務を負担した場合、委託者は目的信託の終了時には帰属権利者として信託財産から利益を受けることができるにもかかわらず、委託者の債権者から信託財産に対する強制執行を受けずに済むという点も問題である。また、委託者が帰属権利者であるにとどまらず、信託期間中に（受益者としてではなく）労務提供の対価その他の名目・方法で間接的に信託財産からの利益を受けるときは、より深刻な問題を生じさせることになる。

目的信託における存続期間の上限規制について、後藤元准教授は、次のように問題点を指摘する。「財産の固定化や流通性の障害への懸念への対処として当初想定されていたのは五〇年または一〇〇年という比較的長期の上限であったが、目的信託により差押禁止財産が創出されることへの懸念という異なる観点から上限値の引き下げが要求され、さらにそれに正面から答える形ではなく、受益者連続型信託を認めた場合の家族世襲財産化への対処として導入が求められた期間制限が、目的信託の期間制限にいわば転用されているように思われる」¹⁰⁸。この見解を踏まえるならば、目的信託の有効性を認めるにしても、目的信託の存続期間に対する制限として二〇年という期間が果たして妥当といえるかどうかは、別途、検討しなければならない問題といえる。のみならず、このような信託期間の上限規制がペット信託の場合にも必要なものであるのかどうか。前述したように、アメリカ各州のペット信託法は、委託者の死後二一年以内の存続期間に関するルール（RAP）の適用を排斥し、あるいは、二一年よりも長い存続期間の定めを認めているのがほとんどである。その意味では、この問題はペット信託における固有の問題としても検討を要する問題といえることができる。

(2) 法制審議会信託法部会における議論

まず、目的信託に関する信託法改正時の議論を、今一度、振り返ってみることにしよう。¹⁰⁹ 法制審議会信託法部会において目的信託が議論されるのは、第二回会議、第一〇回会議、第一六回会議、第一八回会議、および第二五回会議¹¹⁰においてである。

目的信託の存続期間に関する二〇年の規定は、私法上の法律関係を規律する民法が二〇年をもって一定の目的での財産権の長期利用の区切りとなる期間として根拠とするものである。¹¹¹ 所有権の取得時効期間（民法一六二条一項）、所有権以外の財産権の取得時効期間（同法一六三条）、債権または所有権以外の財産権の消滅時効期間（同法一六七条二項）、賃貸借の存続期間（同法六〇四条）は、いずれも二〇年である。この点、同様に財産に対する長期の拘束の是非が問題とされる後継ぎ遺贈型受益者連続信託（信託法九一条）については、「全体の有効期間としては一〇〇年程度に止まるのが相当」という観点から制度が設計されている。これと比べると、目的信託における存続期間の二〇年というのは、期間設定として短いとの指摘もある。¹¹²

立法担当者によれば、目的信託の目的には、公益または公序良俗に反する様な場合を除いて特段の制限がなく、信託の変更等に関しても、委託者が単独あるいは受託者との合意により行うか、または信託目的により拘束することが可能となる（信託法一四九条、同法一五〇条、一五五条、一五九条に関する同法二六一条における各読替え規定を適用）。そのため、信託目的をはじめとする信託行為の内容によつては、信託財産の管理・処分を受託者のもとで拘束することが可能となり、国民経済上の利益という観点からすると、合理のおよび効率的な財産の利用や物資の流通が妨げられるリスクが存在した。このことから、目的信託における存続期間に制約がかかったという。¹¹³

目的信託の存続期間の上限規制については、第二八回会議で、「信託設定時から一定の期間内に現に存することとなった受益者との関係では、その受益者が死亡するまでの間、当該信託が有効に存続する」という期間制限のかけ方が提案され、「一定の期間」については一応の案として二〇年という数値が示された。そして、この点に関して、子や孫の代までをカバーするのに二〇年間で十分か否か、また、委託者の死亡後に出生した者を受益者とすることまで認めるべきかどうか、意見の交換が行われた¹⁴。しかし、それ以上に、目的信託の類型ごとの考察や検討は行われていない。

実質的な議論がなされたのは、第二九回会議においてのことである。回会議では、「一定の期間」として二〇年と五〇年の二案が提示され、その間の数値も含めてどうすべきかが議論された¹⁵。しかし、回会議でも意見の一致をみることなく、最終的には部会長と事務局に「一定の期間」の選択が一任された。そして、部会審議の最後の回である第三〇回会議において、「一定の期間」を三〇年としたことが報告されている¹⁶。

次に、信託の終了や変更との関係はどうであろうか。目的信託の存続期間に関する議論においては、受益者による信託の終了・変更の可能性の有無はとくに問題とされていない。これに対し、後継ぎ遺贈型受益者連続信託の存続期間が目的信託の存続期間より長期に及ぶ根拠は、信託設定時から受益者の出生までの「一定の期間」の長さ（二〇～五〇年）を単純に目的信託の二〇年間という存続期間と比較するのではなく、全体としての拘束期間（約一〇〇年）に着目してのことである。両者の違いの背景には、やはり目的信託について指摘されていた差押禁止財産の創出への強い懸念を示す意見の影響があったことは否定できないように思われる。

確かに、二〇年後にならないと差押えができないというのでは、信託債権者にとって中途半端な保護にしかならな

い。目的信託による差押禁止財産の創出とそれに伴う財産の固定化、流通性の疎外への対処方法としては、目的信託の存続期間に規制を加えることも必要である。しかし、それだけでなく、問題ある使われ方がされた場合の目的信託の効力についても、その有効性を正面から議論することが必要であるように思われる。

(3) 目的信託としてのペット信託の存続期間の妥当性

どのようなことを想定するかにもよるが、高齢化した長寿のペット動物の世話を目的としてペット信託を設定する場合、他の目的信託と同様に扱うのでは限界がある。そのペット動物が高齢になり、いざ信託財産から医療費等の出費を必要とするというときに、信託期間が終了するという事態が起こりうる。目的に従う信託である以上、目的の達成、あるいは、不達成の場合の処置について、今後、規定を明確にする必要がある。事情によっては、公益信託におけるシ・プレー（Cy-près）の原則のような規定（公益信託法九条）を設けることも検討する必要がある^⑩。

目的信託を導入する際の法制審議会信託法部会における議論が示すように、目的信託の存続期間に上限を設けると自体には合理性がある。しかし、ペット信託に限ってみた場合、二〇年間という数値を合理的に説明することは困難である。これは、実際、アメリカ各州におけるペット信託法が如実に物語っているところである。一定期間継続した事実状態を権利関係に反映するための制度である時効の期間と、一定の目的への財産の拘束を許容出来る期間とは、本来趣旨の違うものであり、両者を同じ次元で比較することは疑問である。

2 超過財産の減額と飼育費用

ペット信託において拋出された信託財産は、委託者の意図した目的に従って、対象となるペット動物の監護や飼養

など世話およびそれに必要な範囲の飼育費用に使用される。問題となるのは、委託者が意図した目的の使用を超えて多額の財産が信託財産に供される場合である。超過財産の取扱いについては、前述したように、アメリカにおける二つの統一法典（UPC § 2-907、UTC § 408）、および各州のペット信託法は、裁判所による減額または利益の分配を認めている。この点、わが国の信託法には、そのような規定はなく、必要に応じて信託の変更という手続の中で処理されるにすぎない（信託法一四九条）。

裁判所による信託財産の減額という考え方は、超過財産の減額により財産の適正配分を可能とし、無駄に財産が費消されることを防止するという利点がある。とくに、相続人にとっては、超過財産の減額が認められることにより軽率で思慮を欠いた信託財産への拠出を防止し、残余受益者または残余財産の帰属権利者として利益の分配を受ける機会を確保することを可能とする。しかし、その一方で、超過財産の安易な減額を認めることは、利害関係を有する相続人からの不当な干渉を許すことになる。また、裁判所による超過財産の減額は、委託者の意図した目的に重大な変更を加える恐れもある。高齢化したペット動物に対して十分な監護や飼養を行おうとすれば、高額な費用負担も避けては通れず、予測できない緊急的な支出にも適切な対応が求められる。委託者の意図するところは、そのような事態への対応にもあるとするならば、その点も考慮されなければならない。それを的確に判断してなしうるのは、飼主である委託者だけである。アメリカ各州のペット信託法には、前述したように、二つの統一法典（UPC § 2-907、UTC § 408）に依拠しながらも、裁判所による超過財産の減額規定を設けない州も存在する¹⁸。この問題については、ペット信託の終了後の残余財産の帰属も含めて、当事者間の利害得失が深く関わるだけに、慎重な検討が必要とされる¹⁹。以上の議論に関連して、ペット信託の設定にあたっては、飼育費用をどのように算出し、どの程度の額を拠出する

かという点も重要な問題である。この点については、対象となるペット動物の種類・年齢・平均寿命・病歴などの違いから、対象となるペット動物の監護・飼養に必要な費用の算出は必ずしも容易ではない。飼育費用は、対象となるペット動物の平均寿命との差×一年ごとの飼育費用（約二〇～五〇万円。大きさにもよる）を基準に算出されるところが多い。ペット動物が高齢犬であれば、思わぬ獣医療費も必要となり、実際いくら必要なかを正確には算出し難い部分がある。¹²⁰ 現実問題として、ペット信託の存続中に飼育費用が不足したときなど、どのように対処するかを事前によく話し合っておく必要がある。遺言によるペット信託の場合であれば、飼主の生命保険金を追加資金に指定しておくなど、遺言書の中で財政の追加支援策を明記して置くことが賢明である。¹²¹

3 動物愛護法にいう「終生飼養」とペット信託との関係

本稿の冒頭でも述べたように、動物愛護法には、第一種動物取扱業者（犬猫等販売業者）が保管を目的にペット動物を預かる場合のほか、ペット動物の所有権を譲り受けてその飼養を行う場合（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部または一部を負担する場合に限る）を「譲受飼養」として認めている（動物愛護法一〇条、同法施行令一条二号）。譲受飼養は、飼主が譲渡人となり、犬猫等販売業者を譲受人としてペット動物の所有権を形式的に移転しながら、譲渡人の飼育費用の負担によりペット動物の終生飼養を行うというものである。¹²² これにより、ペット動物を譲り受けた犬猫等販売業者に対しては、動物愛護法により、犬猫健康安全計画の策定とその順守、獣医師との連携の確保などが要求されることになる。

譲受飼養は、形式的にペット動物の所有権を譲受人に移転させながら、そのペット動物の飼養に要する費用の全部

または一部を譲渡人が負担するというものであるから、その法的性質は、実質的には負担付き死因贈与ないし目的信託に等しいといえる。そうであれば、財産の管理運用、相続人との関係、遺留分¹²³など、動物愛護法と民法または信託法との関係はどうなるのか、これら相互の適用関係が問われなければならない。とりわけ問題となるのは、拠出された金銭などの財産の維持・管理である。この点について、動物愛護法には何ら規定が設けられていない。

このような不透明さが解決されずに残っていることも影響しているのか、動物愛護法に基づく「譲受飼養」の登録件数は、環境省の公表した資料によると、全国規模で四四件と低調である¹²⁴。第一種動物取扱業者の登録者数を事業者ベースで見ると、総計四〇、〇八二事業所、七つの登録業種（販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあわせ、譲受飼養）の総数は全体で五一、二〇〇件であるが、譲受飼養は四四件にとどまっている。譲受飼養の地域別内訳は、都道府県単位で見ると、兵庫（六）、東京（五）、北海道（三）、青森（三）、広島（三）、埼玉（二）、大阪（二）、静岡（二）、長野（二）、宮城（二）、の九件で合計三〇件の登録、これ以外は、一四府県（秋田、福島、茨城、栃木、千葉、富山、山梨、愛知、三重、京都、奈良、福岡、熊本、鹿児島）において各一件の登録があるにすぎない。

実際問題として、譲受飼養をそれ自体適法なものとして認めるとしても、遺産を管理する相続人の協力がえられないと、対象となるペット動物やそれに要する飼育費用などの金銭の取得が困難になる点などは、負担付き遺言・死因贈与の場合と同様の問題がある。また、入所施設に收容されている高齢化したペットが病気に罹患し、高額の治療費や介護費を必要とするような場合、その費用を誰が負担するのか。最悪の場合には、安楽死といった選択肢も想定されるところであるが、元の飼主やその相続人はその点にどのように関わるのか。実は、この点も不透明で、よく分かっていない¹²⁶。今後、前述の超過財産の処遇を含めて、解釈論としてのみならず、立法論的にもさらに検討をする必要がある

といえよう。

4 ペット信託における世話人と信託の実行

ペット信託を利用する際、最も重要で、かつ、困難な問題を提供するのが、対象となるペット動物を「誰に託すか」である。拠出された信託財産の維持・管理について信託が置けるだけでなく、ペット動物の監護・飼養についても適格かつ十分に世話をしてくれる人を探し出すのは、決して容易なことではない。

すでに指摘したように、飼主が遺言信託で、信託できる法人または個人を受託者に指名し、自分の死後、受託者を通じてペット動物の監護・飼養などの世話をを行うといっても、第三者が受託者として確実に信託を引き受けるとは限らない。かりに指名された者が受託者の地位に就任するとしても、遺言執行者や相続人から対象のペット動物を含む信託財産の引渡しを受けて、実際、ペット動物の世話を開始するまでには、少なからず時間を要する。この間の処遇は、高齢化したペット動物にとっては重要問題である。

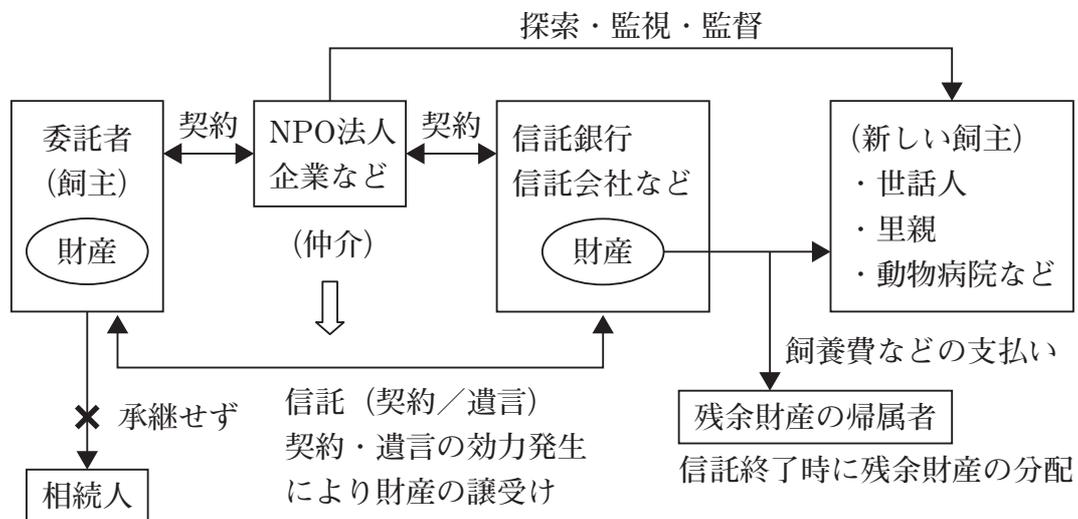
また、信託銀行や信託会社などの受託者が取り扱う遺言信託の対象財産は、主に金銭が中心である。不動産や株式、債券などの財産は、課税上の問題から、また、維持・管理の点で、遺言信託の財産としては敬遠される傾向にある。このため、ペット信託を設定するにしても、信託銀行や信託会社を受託者とする場合には、拠出する信託財産の種類にも注意を払う必要がある。

近年、わが国では、ペット動物の高齢化を背景に、飼主に代わって信託銀行や信託会社との間でペット信託を締結することを仲介する事業が行われている。¹²⁷ 仲介事業者は、飼主との間で準委任契約ないし死後事務委任契約を締結

し、預けられた飼育費用などの金銭を維持・管理しながら、飼主の死後または障害等の発症時に、ペット信託の受託者となる信託銀行や信託会社と提携し、ペット動物の監護・飼養を行うとするものである。例えば、日本ペットオーナーズクラブの「ペットあんしんケア制度」では、飼主が同クラブに入会し会員登録すると、クラブ側が飼主に代わって信託会社と信託契約を締結するとともに、飼主または同居の親族が、認知症の発症や長期的・終身の老人ホームへの入所、飼主の死亡などにより、所有するペット動物の飼養ができなくなったとき、登録した動物病院がペット動物の預け先となり、信託会社が拠出された信託財産の中から定期的に一定額の飼育費用を払い込むシステムとなっている⁽¹²⁸⁾。

ペット信託の法的仕組みは、前述したように、通常の民事信託をする場合もあれば、目的信託を想定して、飼育費用の原資となる金銭とともにペット動物の所有権を受託者へ移転する場合もある。大抵、受託者は、自らペット動物の監護や飼養を行うのではなく、仲介業者を通じて、それを専門に行う動物病院やNPO法人などに委ねるとか、新しい飼主（里親）を探すことになっている（下記【図3】「実際行われているペット信託（イメージ図）」参照）。仕組みとしては、飼育を引き受ける世話人が指定されてい

【図3】 実際行われているペット信託（イメージ図）



ることもあるが、選定の指名を受けた第三者（NPO法人など）の指図を通じて世話人を選定し、信託銀行などの受託者から飼育費用その他の必要な金額を世話人に送金する場合もありうる。制度の全体を見渡したとき、複数の契約が仲介業者を中心に複雑に絡み合っており、専門の知識を有しない飼主にとっては、その法的構造を理解することは容易ではない。

このほか、飼主亡き後のペット動物の監護・飼養については、成年後見制度との関係も重要である。介護担当者が介護先の住まいを訪問して、要介護者が飼育しているペット動物の話を聞くとか、有資格者がペット動物の世話をするとといった見守り（財産権利）契約や、任意後見契約に基づき裁判所の選任する任意後見人や後見監督人によりペット動物の監護・飼養がなされることも想定される。これらの制度とペット信託との組み合わせも考えられるが、その内容はさらに複雑なものとなる。

五 今後の課題と展望―まとめに代えて

高齢なペット動物の飼主が亡くなった後、残されたペット動物がどのように処遇されるか。ペット動物の飼育費用を的確に残し、自分に代わる新たな飼主ないし世話人を定めるにはどうすればよいか。伝統的な法律観のもとでは、家族同然のペット動物であるが、飼主が自己の財産を全て譲与したいと思っても、犬や猫などのペット動物は法律上権利義務の主体にはなれない。いくら遺言で自分の財産をすべてペットに相続させると書いても、権利の客体にすぎないペット動物に遺産の全部または一部を直接譲与させることはできない。

従来、飼主亡き後のペット動物の監護・飼養などの世話については、負担付き遺贈（民法一〇〇二条）または死因贈

与（民法五五四条）が活用された。しかし、先に指摘したように、遺言や死因贈与については、いくつかの問題点が指摘されてきた。遺贈の場合、遺言者の相続開始から遺言執行者が遺産の確保・管理を開始するまでにはかなりの時間的間隔があり、この間、遺言の執行妨害や相続人の非協力による執行遅延のおそれがある。また、死因贈与の場合においても、相続財産を管理する相続人の協力がえられないと、受贈者による実際の取得が困難になる。さらに、重大な問題といえるのは、受遺者・受贈者がペット動物の監護や飼養などの負担を履行しない場合、その履行確保の手段がないという点である。¹²⁹ここで必要なのは、相続の争いを避け、飼主の死後のみならず、生前でも障害などの発症時に、信頼できる第三者にペット動物の監護・飼養などの世話とそれに要する金銭などの財産の管理を託することができる法的仕組みである。近時、こういった要求をみたすために、信託銀行や信託会社などを受託者としてペット信託に関する契約を提携するところが増えてきている。実態としては、飼主に代わって信託銀行や信託会社との間でペット信託を締結することを仲介する事業が行われている。これは、仲介事業者が飼主との間で準委任契約ないし死後事務委任契約を締結し、預けられた飼育費用などを管理しながら、飼主の死後または障害等の発症時に、ペット信託の受託者となる信託銀行や信託会社と提携してペット動物の監護や飼養などの世話を行うとするものである。しかし、その内容は、本稿が指摘するように、複数の契約が仲介業者を中心に複雑に絡み合っており、専門の知識を有しない飼主にとつては、その法的構造を理解することは容易ではない。

本稿では、ペット動物の監護や飼養などの世話を目的としてペット信託を設定する場合に、二つの基本形があることを明らかにした。ペット信託の法的仕組みは、通常の民事信託による場合もあれば、目的信託による場合もある。また、それぞれの場合につき、遺言信託または生前の信託契約によるかどうかでその内容に違いがある。遺言による

目的信託の場合には、受託者を監督するため、「信託管理人」を置き、ペット動物が正しく監護・飼養がされているか、預けられた金銭が信託財産として適切に分別管理され、ペット動物の監護・飼養などの世話といった目的のために使用されているかどうかを監視・監督することになる。それだけ、ペット動物の保護が図られることになる。もつとも、目的信託による場合には、受託者の要件（信託事務を適正に処理するに足りる財産的基盤および人的構成を有する者として政令で定める以外の法人を受託者とすることができない。信託法附則二条。信託法二五九条）や存続期間（二〇年を上限とする。信託法二五九条）などの点で制約が多く、必ずしも使い勝手がよくない。この点は、アメリカにおけるペット信託法を参考に、今後改善の必要があるといえよう。

また、通常の民事信託または目的信託のいずれであれ、業として信託の引受けを行う場合には、株式会社などの法人で一定の財産的基盤を有し、内閣総理大臣の免許または登録が必要とされている（信託業法三条、七条。なお、信託業法施行令一条の二参照）。このため、受託者は、信託銀行ないし信託会社に限られる。これは、信託業務に新規参入する者にとって大きな障壁の一つである。しかし、その一方で、ペット信託の場合、通常の民事信託または目的信託のいずれの方法によるにせよ、信託財産は基本的に少額であると考えられるうえ、信託報酬も低額ということもあって、受託者あるいは信託管理人の成り手の問題が発生している¹³⁰。弁護士などの専門家は、目的信託における信託管理人や通常の民事信託における信託監督人となることは可能であり、信託のシステム自体を立ち上げて信託取引に参画することは否定されていない¹³¹。また、一般の民間人であっても、信託業法の適用を受けない委託者の親族などを受託者とするのが考えられる。さらに、最近では、特定の信託受託を目的とする一般的社団法人などの法人格を活用する方策も検討されている。しかし、いずれにしても、ペット信託における受託者の問題は、これから重要な論点の一

つになるものと思われる。

以上、本稿は、目的信託としてのペット信託の現状と課題について検討してきた。信託は、財産の帰属者と利益享受者とを分断させながら「財産の安全地帯」を作り出すことにより、人・財産を様々な目的追求に応じた形に転換することを可能とする法制度である¹³²。現代の信託においては、受託可能財産の範囲が拡大し、信託目的も様々なものが求められており、信託の法律関係は益々多様化する傾向にある。信託法理は、商事目的を中心とした様々な形式の信託の発展に伴い変容を遂げてきたが、信託を承認しまたは信託の限界を画するための理論としてさらなる発展が期待されている。本稿で取り上げた目的信託としてのペット信託は、新たな信託法理の展開を期待させるものであるが、受益者の要否や信託管理人などによる信託の履行確保の検討を通じて信託の限界が指摘され、受益権の性質ひいては信託の本質に関する根源的な問題提起がなされている。その意味では、ペット信託をめぐる問題の解決にあたっては、単なる解釈論にとどまらず、より根源的な問題の解明が併せて求められているといえよう。ペット信託を目的信託の一つとして運用する場合には、本稿で指摘した問題点や課題に正面から取り組み、これらを解決して行く必要がある。ペット信託に関するアメリカの二つの統一法典（UPC § 2-907、UTC § 408）および各州のペット信託法をみると、わが国のペット信託が学ぶべき点は余りにも多いといわねばならない。今後は、本稿で指摘した課題や問題について、さらに研究を深めて行くことにしたい。

(資料1)

アメリカ各州の「ペット信託法」(Pet Trust Statutes)

2015年7月現在

【表5】 アメリカ各州の「ペット信託法」①

	州名	州法	制定年	典拠		
				UPC § 2-907	UTC § 408	独自の 州法
1	Alabama	Ala. Code § 19-3B-408		●		
2	Alaska	Alas. Stat. § 13.12.907	●			
3	Arizona	Ariz. Rev. Stat. § 14-10408	(1995) 改正2009	●		
4	Arkansas	Ark. Code Ann. § 28-73-408	2005	●		
5	California	Cal. Prob. Code § 15212	2008		●	
6	Colorado	Colo. Rev. Stat. § 15-11-901	1994 改正1995	●		
7	Connecticut	Conn. Gen. Stat. § 45a-489a	2009		●	
8	Delaware	Del. Code tit. 12: § 3555	(2006) 改正2008		●	
9	District of Columbia	D.C. Code. § 19-1304.08	2004	●		
10	Florida	Fla. Stat. § 736.0408	2006	●		
11	Georgia	Ga. Code Ann. § 53-12-28	2010	●		
12	Hawaii	Haw. Rev. Stat. § 560:7-501	2005	●		
13	Idaho	Ida Code § 15-7-601	2005		●	
14	Illinois	Ill. Comp. Stat. § 760: 5/15.2	2004	●		
15	Indiana	Ind. Code Ann. § 30-4-2-18	2005		●	
16	Iowa	Iowa Code § 633.2105	1999		●	
17	Kansas	Kans. Stat. Ann. § 58a-408	2003	●		
18	kentucky	Ken. Rev. Stat. Ann. tit. 33, Ch. 368B.4-080	2015	●		
19	Maine	Me. Rev. Stat. tit. 18-B, § 408	2003	●		
20	Maryland	Md. Estates & Trusts Code Ann. § 14-112	2009	●		
21	Massachusetts	Ma. Stat. Ch. 203E, § 408	(2010) 改定2012	●		
22	Michigan	Mich. Comp. Laws. § 700.2722	(1998) 改正2009	●		
23	Mississippi	Miss. Code § 91-8-408	2014	●		
24	Missouri	Mo. Rev. Stat. § 456.4-408	2004	●		
25	Montana	Mont. Code Ann. § 72-2-1017	(1993) 改正1995	●		
26	Nebraska	Neb. Rev. Stat. § 30-3834	2003	●		
27	Nevada	Nev. Rev. Stat. Ann. § 163.0075	2001		●	
28	New Hampshire	N.H. Rev. Stat. Ann. § 564-B:4-408	2004	●		

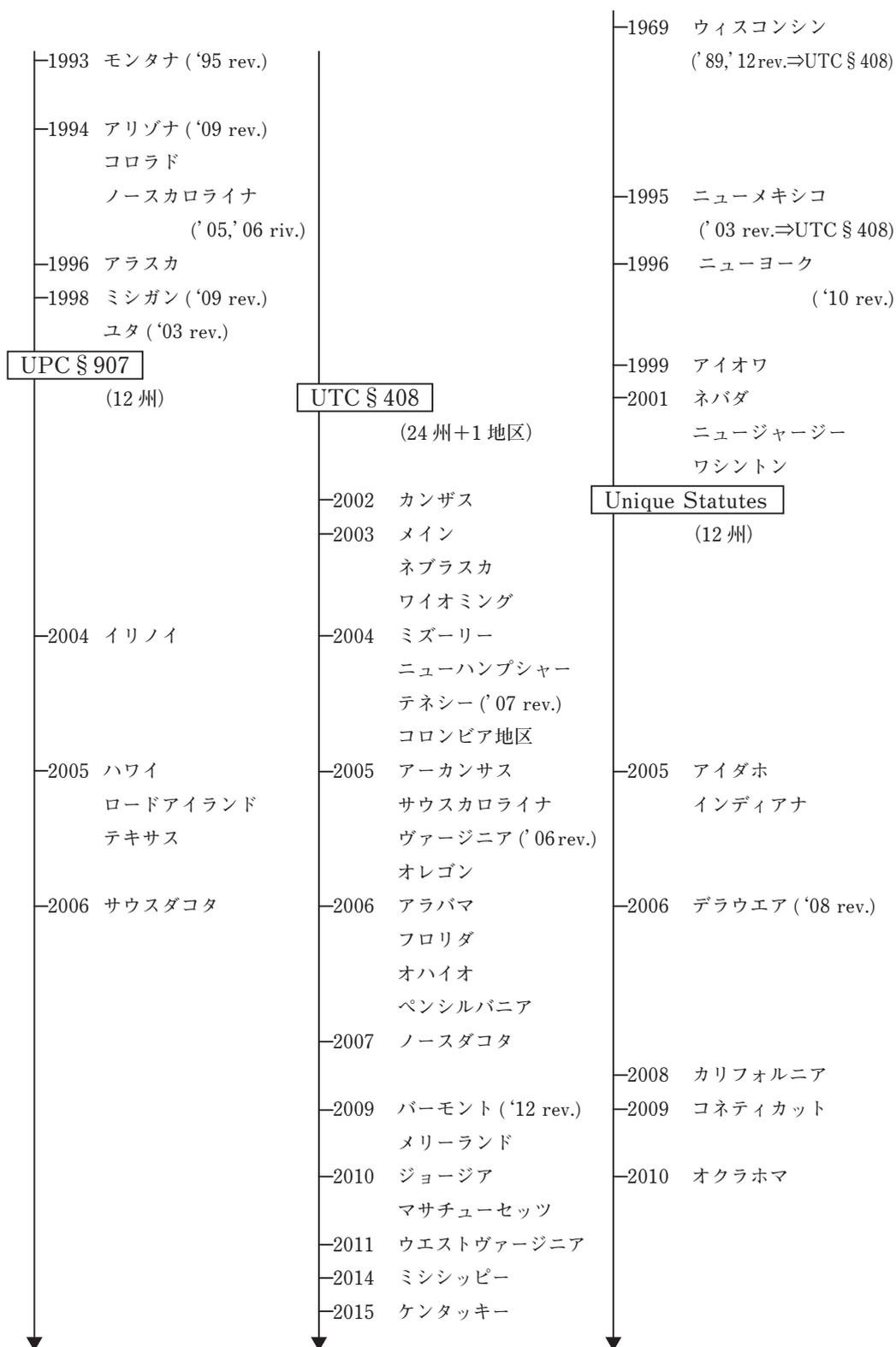
29	New Jersey	N.J. Stat. § 3B:11-38	2001			●
30	New Mexico	N.M. Stat. Ann. § 46A-4-418	(1995) 改正2003		●	
31	New York	N.Y. Est. Powers & Trusts Law § 7-8.1	(1996) 改正2010			●
32	North Carolina	N.C. Gen. Stat. § 36C-4-408	(1995) 改正2005 &2006	●		
33	North Dakota	N.D. Cent. Code § 59-12-08	2007		●	
34	Ohio	Ohio Rev. Code Ann. § 5804.08	2006		●	
35	Oklahoma	Okla. Stat. tit. 60, § 199	2010			●
36	Oregon	Or. Rev. Stat. § 130.185	(2005) 改正2005		●	
37	Pennsylvania	Pa. Cons. Stat. tit. 20: § 7738	2006		●	
38	Rhode Island	R.I. Gen. Laws. § 4-23-1	2005	●		
39	South Carolina	S.C. Code Ann. § 62-7-408	2005		●	
40	South Dakota	S.D. Codified Laws. § 55-1-21 to-23	2006	●		
41	Tennessee	Tenn. Code Ann. § 35-15-408	2004		●	
42	Texas	Texas Prop. Code § 112.037	2005	●		
43	Utah	Ut. Code. Ann. § 75-2-1001	(1998) 改正2003	●		
44	Vermont	Vt. Stat. Ann. tit. 14A. § 408	(2009) 改正2012		●	
45	Virginia	Va. Code. Ann. § 55-544.08	(2005) 改正2006		●	
46	Washington	Wash. Rev. Code § 11.118.005 to-110	2001			●
47	West Virginia	W. Va. Code § 44D-4-408	2011		●	
48	Wisconsin	Wis. Stat. Ann. tit. § 701.0480	(1969,1989) 改正2013			●
49	Wyoming	Wyo. Stat. § 4-10-409	2003		●	

(出典) 本表は、下記の文献を参考に作成した。

- ・ AUNA: State Legislative and Regulatory Department Web site, “State Advocacy Issue”, Pet trust: Caring for a pet that outlives its owner (2014年3月現在).
- ・ Animal Legal & Historical Center Web site (Michigan State University College of Law), Map of States with Companion Animal (Pet) Trust Laws (2015年7月現在).
- ・ Pet Trust Laws (as of January 2012) compiled by ASPCA Web site.
- ・ Barry Seltzer and Gerry Beyer, Fat Cats & Lucky Dogs (2012), Appendix H: U.S. State Pet Statutes (Current as of October 2009).

なお、上記表中の「典拠」に示す各州の分類について、Ashley Glassman, Making Pet Trusts Instruments of Settlers and Not of Courts, 89 Or. L. Rev. 385, 392 (2012) では、アリゾナおよびテキサスの両州は UTC § 408を根拠に置き、ジョージアおよびオレゴンの両州は UPC § 2-907を根拠に置くとしている。また、上記表で分類した独自の規定をもつ州のうち、カリフォルニア、コネティカット、デラウェア、ニュージャージー、ニューヨーク、およびオクラホマの各州は、UPC § 2-907に文字通り根拠を置くか、または、それに準拠するとし、インディアナは UTC § 408に根拠を置くものとしている。他方、ロードアイランドとヴァージニアの両州は、UPC § 2-907と UTC § 408の両要素が混在するとして、独自の規定をもつ州に分類している。

【図4】 アメリカ各州の「ペット信託法」②



(注) 本図は、前掲(資料1)【表5】「アメリカ各州の『ペット信託法』①」を「典拠」の区分に従って時系列に並べたものである。

(資料2) 翻訳

『統一検認法典』(一九九三年) 第二章第九節第七條 (UPC §2-907)

第二章第九節第七條 「徳義的信託：ペットのための信託」

(a) 「徳義的信託」 本条(c)項に従うことを条件として、(i)信託が、特定の合法的な非公益の目的、または、受託者(trustee)により選択される合法的な非公益の目的のために設定され、かつ、(ii)特定のまたは明確に特定できる指名された受益者(beneficiary designated) がない場合であっても、その信託は、「二」年を超えない範囲(for [2] years but no longer) であれば、信託条項(terms of trust) がこれよりも長い期間(a longer duration) を定めているか否かに拘わらず、受託者により履行することができる。

(b) 「ペット動物の信託」 指定された家庭用またはペット動物(a designated domestic or pet animal) の世話(care)のための信託は、本項および(c)項に従い、有効に設立される。本信託は、対象となる動物が存在しなくなった時、終了する。主たる証書(governing instrument) は、その譲渡(transfer) が本項に即して行われ、その処分(disposition) が単に譲渡人の希望または徳義上の性質(merely precatory or honorary nature) を有するものでないと推定されるように、また、譲渡人の一般的な意思(gerenal intent) を実行するように、積極的に(liberaly) 解釈されなければならない。外部証拠(extrinsic evidence) は、譲渡人の意思(transferrer's intent) を判断する際に用いることができる。

(c) 「徳義的信託およびペット動物の信託に適用される付加的規定」 上記の(a)項および(b)項の規定のいずれかによつて設定された信託は、以下の規定に従わなければならない。

目的信託としてのペット信託の現状と課題(長谷川)

一一三(七九一)

(1) 信託証書 (trust instrument) に別段の定めが明示されている場合を除き、基本財産 (principal) または収益 (income) の一部を、受託者の使用、または、信託の目的 (trust's purposes) ないし対象となる動物の利益 (benefit) 以外の他の使用のために流用してはならない。

(2) 終了時に、受託者は、次の順序に従い、消費されていない信託財産 (unexpended trust property) を譲渡しなければならぬ。

(A) 信託証書における指示、

(B) 当該信託が譲渡人の遺言 (will) または遺言に対する補足説明 (codicil) の非残余権条項において設定された場合には、譲渡人の遺言における残余権条項 (residuary clause)、

(C) 右の(A)および(B)のいずれによっても取得者がいない場合には、第二章第七節第一条 (S2-7011) に定める譲渡人の相続人 (transferor's heirs)

(3) 残余権条項は、第二章第七節第七条 (S2-707) の目的のために、信託条項に従い、将来権 (future interest) を設定したものとみなされる。

(4) 基本財産または収益の意図された使用は、信託証書においてその目的のために指名された者 (individual)、または、そのような者がいなければ、個々の申立てに基づき裁判所により指名された者により実施される。

(5) 裁判所が命じる場合または信託証書により要求される場合を除き、書類の整理 (filing)、報告 (report)、登録 (registration)、定期的な説明 (period accounting)、基金の分別管理 (separate maintenance of funds)、指名 (appoints)、または報酬 (fee) は、受託者の信託関係 (fiduciary relationship) の存在を理由として要求することができない。

(6) 裁判所は、譲渡された信託財産の額 (amount) が意図された使用のために必要とされる額を実質的に (substantially) 超えると判断する場合には、その額を減ずることができる。減額の額 (amount of the reduction) は、本項(c)の(2)の規定に従い、消費されていない信託財産として扱われる。

(7) 受託者が指名されていない場合、または、指名された受託者が信託事務を履行しないかもしくはそれができない場合、裁判所は受託者を指名することができる。意図された使用の実行が確実に必要とされ、かつ、後継の受託者が信託証書で指名されていない場合、あるいは、指名された後継の受託者が信託事務の履行に同意せず、また、信託事務を履行することができない場合には、裁判所は、他の受託者 (another trustee) に財産の譲渡 (transfer of the property) を命じることができる。また、裁判所は、譲渡人の意図および本条の目的を実行するために、適切と思われる (advisable) 他の命令 (order) および決定 (determination) をすることができる。

(資料3) 翻訳

『統一信託法典』(二〇〇〇年) 第四〇八条・第四〇九条 (UTCs 408・\$409)

第四〇八条「動物の世話のための信託」

(a) 信託は、委託者の生存中 (during the settlor's lifetime)、生きている動物の世話 (care of an animal alive) のために設定することができる。その信託は、動物の死亡 (death of the animal) により、または、委託者の生存中、生きている複数の動物の世話のために設定された場合には、最後まで生存した動物の死亡 (death of the last surviving animal) により終了する。

(b) 本条によって認められた信託は、信託条項 (terms of the trust) で指名された者、または、誰も指名されていない場合には、裁判所により指名された者により実行される。動物の福祉 (welfare) に利害を有する者は、裁判所に対し、信託の実行を求める任にあたる者を指名し (appoint) または指名された者を解任する (remove) ことを請求することができる。

(c) 本条によって認められた信託の財産 (property of a trust) は、当該信託が意図した使用 (use) にのみ用いることができる。ただし、信託財産の価額 (value of the trust property) が意図された使用に必要な額 (amount of required for the intended use) を超えていると裁判所が判断した場合は、この限りでない。信託条項に別段の定めがある場合を除き、意図された使用に必要なでない財産は、委託者が生きていれば委託者に、そうでなければ委託者の相続人 (successors) に利益を分配しなければならない。

第四〇九条「特定できる受益者が存在しない非公益目的の信託」

(1) 信託は、特定のまたは明確に確定できる受益者がいない非公益の目的 (noncharitable purpose) のために、もしくは、非公益であるが、受託者により選択される有効な目的のために設定することができる。当該信託は、「二」年を超えて存続することはできない。

(2) 本条によつて認められた信託は、信託条項で指名された者、または、誰も指名されていない場合には、裁判所によつて指名された者により実行される。

(3) 本条によつて認められた信託の財産は、当該信託が意図した使用にのみ用いることができる。ただし、信託財産の価額が意図された使用に必要な額を超えていると裁判所が判断した場合は、この限りでない。信託条項に別段の定めがある場合を除き、意図された使用に必要なでない財産は、委託者が生きていれば委託者に、そうでなければ委託者の相続人に利益を分配しなければならない。

- (1) 一般社団法人ペットフード協会『二〇一六年全国犬猫飼育実態調査結果』(二〇一四年一〇月)。
- (2) 総務省統計局『人口推計』(二〇一七年六月現在)。
- (3) 内閣府大臣官房政策広報室『動物愛護に関する世論調査』(二〇一〇年九月)。
- (4) 一般社団法人ペットフード協会・前掲注(1)調査結果より。
- (5) 中央環境審議会動物愛護部会・動物愛護管理のあり方小委員会『動物愛護管理のあり方検討報告書』(二〇一一年一二月)。
- (6) 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室『動物の愛護と適切な管理』「動物愛護管理法の改正」。終生飼養という言葉は、一九七五年の総理府告示『犬及びねこの飼養及び保管に関する基準』(二〇一二年五月に名称を『家庭動物等の飼養及び保管に関する基準』に変更)の中でいち早く使われている。
- (7) 『アエラ (AERA)』二〇一五年一〇月二二日号六二頁「年2万匹死ぬ流通の闇」(関連記事:二〇一五年九月二九日付け朝日新聞朝刊)。ペット動物の安楽死については、後掲注(125)参照。
- (8) 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室『統計資料:犬・猫の引取り及び負傷動物の収容状況』(二〇一三年)。
- (9) 小林徹「遺言信託の現状と課題」信託フォーラム一号(二〇一四年)四一頁以下、赤沼康弘「相続における信託の活用」信託フォーラム一号四七頁以下。併せて、後掲注(129)参照。
- (10) いくつか文献があるが、差し当たり、村松秀樹ほか『概説信託法』(金融財政事業研究会、二〇〇八年)三七七頁以下が立法担当者の見解を知るうえで有益である。このほか、立法経緯に言及するものとして、後藤元「目的信託の存続期間の制限とその根拠の再検討」信託研究奨励金論集三四号(二〇一三年)一頁以下(前田重行先生古稀記念『企業法・金融法の新潮流』(商事法務、二〇一三年)所収)、中村友之「鈴木正真」受益者の定めのない信託の特例(第二五八条―第二六一條)「新井誠監修/鈴木正真」大串淳子編集『コンメンタール信託法』(ぎょうせい、二〇〇八年)五七一頁以下、八並廉「自己信託及び目的信託に関する一考察―将来顕在化する法の衝突についての示唆―」九大法学九七号(二〇〇八年)二〇九頁以下、高橋賢司「目的信託」金商一二六一号(二〇〇七年)一九一頁以下、小野傑「有吉尚哉」新形態の信託―自己信託・事業の信託・目的信託・セキュリティトラスト―」法律のひろば六〇巻五号(二〇〇七年)二八頁以下、勝田信篤「目的信託」清和研

究論集一二号(二〇〇六年)六三頁以下など。税法その他の法律との関係については、中島孝一「目的信託の創設とその仕組みと受託者課税」税理二〇〇七年四月号三〇頁以下、星田寛「福祉型信託、目的信託の代替方法との税制の比較検討」信託二二二二号(二〇〇七年)四四頁以下、喜多綾子「受益者等が存しない信託」の課税と受益者等の意義―目的信託を中心として―立命館法学三一八号(二〇〇八年)四〇頁以下、中田裕康「取引法における一般社団法人と目的信託」川井健先生傘寿記念論文集『取引法の変容と新たな展開』(日本評論社、二〇〇七年)一一二頁以下などに詳しい。比較法的な視点からの論考として、瀬々敦子「目的信託―日本の改正信託法と英国の Charities Act の改正―」国際商事法務三五卷五号(二〇〇七年)六〇七頁以下、橋谷聡一「小川清一郎」目的信託のわが国信託法への導入について」明海大学不動産学部論集一四号(二〇〇六年)三八頁以下、勝田信篤「信託宣言と目的信託に関する調査・研究」信託研究奨励金論集二一九号(二〇〇八年)二〇四頁以下、渡辺宏之「非公益目的信託 non-charitable purpose trust について」新井誠編『欧州信託法の基本原理』(有斐閣、二〇〇三年)八三頁以下などがある。

(11) 松村ほか・前掲注(10)一八五頁。目的信託における受託者(信託法附則三条)は、政令により、純資産が五、〇〇〇万円を超える法人で、業務を担当する社員、理事、取締役などに犯罪歴のある者や暴力団員などがないことが要件とされている(信託法施行令二条)。

(12) 藤瀬裕司「商品設計者の視点から」金法一七五四号(二〇〇五年)二八頁以下。現在、信託銀行等によって提供されている遺言信託の対象財産は、主に金銭が中心である。課税上の関係や運用上の問題から、不動産や株式、債券などの財産は、遺言信託の財産としては敬遠されている。

(13) 植田勝博「ペットをめぐる消費者問題―平成二四年動物愛護法改正と消費者問題―」現代消費者法二〇号(二〇一三年)四四頁以下、四六頁。

(14) 月刊『ザ・ファクタ (FACTA)』二〇一五年四月号五二頁「急増『老犬介護ホーム』の実態」、二〇一五年三月六日付け読売新聞朝刊「飼主死後のペット『信託』」など。例えば、株式会社日本ペットオーナーズクラブ「ペットあんしんケア制度」〈概要〉(パンフレット)。動物愛護法に基づく老犬ホーム事業(譲受飼養)については、現在、四四件の登録がある。この点

の詳細は、本稿の四の2で詳しく触れる。

(15) 本稿は、平成二七年度第一八回ペット法学会・学術集会シンポジウム「ペットの高齢化と法」(平成二七年一月一四日)における報告原稿「目的信託とペット動物の保護」アメリカ統一法典、各州法のペット信託の展開を参考にし、「」に加筆訂正し、まとめたものである。本シンポジウムでは、小職の基調報告に続いて、岩上悦子(日本大学医学部兼任講師・獣医師)「ペットの高齢化と終末期医療」、森映子(時事通信社文化特信部記者)「老犬・老猫ホームの取材から」ペットの高齢化と課題」、浅野明子(弁護士)「動物愛護法における老犬ホームの『保管』と『譲受飼養』」、小職の上記題目による報告、および、芦野訓和(東洋大学法学部教授)「ドイツにおけるティアハイム(Tierheim)について」による報告も行われた。

(16) 前掲注(10)で引用の各文献参照。本稿の論題に関連する筆者の先行研究として、長谷川貞之「『準信託』としての『徳義的信託(honorary trust)』のわが国への導入可能性——人間以外のものを受益者とする信託設定を一つの手掛かりとして」信託法研究一六号(一九九二年)三三頁以下、同「アメリカのペット法事情」法時七三巻四号(二〇〇一年)一〇頁以下、同「アメリカの裁判例にみるペット動物の法的地位」比較法文化一一号(二〇〇三年)一七一頁以下。

(17) 相続における信託の活用場面につき、赤沼・前掲注(9)四七頁以下、山北英仁「遺言と信託」月報司法書士五一号(二〇一四年)三三三頁以下。

(18) 信託監督人は、受益者が現に存在する場合に置かれるもので、信託法九二条各号(一七号、一八号、二二号、二三号を除く)に掲げる権利を行使する(信託法一三二条一号)。これに対し、目的信託の場合に置かれる信託管理人は、受益者が現に存在しない場合に置かれるものであって、受益者の権利を行使する(同法一二五条一項)。このほか、信託法には、受益者代理人の制度も設けられている(同法一三八条)。これら二者の関係につき、佐久間毅「信託管理人、信託監督人、受益者代理人に関する諸問題」関西信託研究会『信託及び資産の管理運用制度に関する法的規律のあり方』(トラスト六〇、二〇一〇年)一七頁以下。

(19) 遺言信託の仕組みにつき、小林徹「遺言信託の現状と課題」信託フォーラム一号(二〇一四年)四一頁以下。

(20) 長尾忍「遺言代用信託等を活用した信託商品の最近の動き」信託フォーラム二号(二〇一四年)六〇頁以下、寺本恵「遺

言代用信託を巡る近年の状況について」信託フォーラム二号（二〇一四年）五七頁以下。

(21) 信託法九一条の解釈上の問題については、沖野眞巳「受益者連続型信託について―信託法九一条をめぐって―」信託法研究三三号（二〇〇八年）三三頁以下に詳しい。

(22) 稲田明博「後継ぎ遺贈と受益者連続型信託のすみわけ」田井義信(編)『民法学の現在と近未来』（法律文化社、二〇一二年）三五七頁以下。

(23) 寺本・前掲注(20)五八頁。

(24) 稲田明博「後継ぎ遺贈の議論がもたらす現代的意味」玉川大学経済学部紀要一三三号（二〇〇九年）六一頁以下。ちなみに、後継ぎ遺贈型受益者連続信託では、信託財産をその所有権の現在価値で相続したものと擬制して課税することになっている（相続税法九条の三）。

(25) 三枝健治「遺言信託における遺留分減殺請求」早稲田法学八七卷一号（二〇一一年）三七頁以下。なお、後掲注(123)参照。

(26) 四宮和夫『信託法（新版）』（有斐閣、一九八九年）一二七頁。

(27) 法務省「法制審議会信託法部会第一〇回会議事録」（二〇〇五年二月二五日）、法務省「法制審議会信託法部会第一六回会議事録」（二〇〇五年六月二日）。

(28) 目的信託の制定過程につき、後藤・前掲注(10)三頁以下、中村Ⅱ鈴木・前掲注(10)五七四頁以下。

(29) 寺本昌広『逐条解説新しい信託法〔補訂版〕』（商事法務、二〇〇八年）四四八―四四九頁、西村ときわ法律事務所編『資産・債権の流動化・証券化』（金融財政事情研究会、二〇〇六年）二四頁以下。

(30) 岡本康二「平成18年信託法と信託業務」信託法研究三六号（二〇一一年）三一―四頁。

(31) 岡本・前掲注(30)一九―二〇頁。

(32) 中村Ⅱ鈴木・前掲注(10)五八六頁。松村ほか・前掲注(10)三八〇頁注(4)は、存続期間経過後に、委託者と受託者が信託の存続を合意することは妨げられないとの見解を示している。

(33) 別冊NBL編集部『信託法改正要綱試案の解説』（商事法務、二〇〇五年）「信託法改正要綱改正試案」第六八の二。

- (34) 別冊NBL編集部・前掲注(33)「補足説明」一七二頁。
- (35) 中村Ⅱ鈴木・前掲注(10)五八六頁。
- (36) 法務省「法制審議会信託法部会第二五回会議議事録」(二〇〇五年一月一八日)。
- (37) 村松ほか・前掲注(10)三八〇頁注(4)参照。
- (38) 中村Ⅱ鈴木・前掲注(10)五八七頁注(42)。
- (39) 中島・前掲注(10)三三三頁以下。
- (40) アメリカペット製品協会 (American Pet Products Association: APPA) が公表する『2013-2014年全国ペット所有者調査』(2013-2014 National Pet Owners Survey) による。アメリカ獣医師会 (American Veterinary Medical Association: AVMA) が引用する『2012年アメリカペット所有・人口統計資料集』(2012 U.S. Pet Ownership & Demographics Sourcebook) では、ペット動物の所有世帯の割合は、犬につき二六・五% (約四、三三四万世帯)、猫につき二〇・四% (三、六一一万世帯) で、一世帯あたり犬は平均一・六匹、猫は平均二・一匹が飼育されている。ペット動物の総数は、犬が約六、九九二万匹、猫が約七、四〇五万匹と推計されている。一世帯あたりの年間獣医療費(平均)は、犬の場合二七八ドル(一匹につき二二七ドル)、猫の場合一九一ドル(一匹につき九〇ドル)である。各世帯で飼育されているペット動物の大半は、Margaret C. Jasper, *Pet Law 1* (2007) によれば、友人や知り合い、家族を通じて取得したものである。これ以外では、ペットショップやブリーダーからの購入、あるいは、動物保護センターから貰い受けたものである。
- (41) Katharine C. Grier, *Pets in America: A History* 315 (2006); D. Kelly Weisberg & Susan Frelich Appleton, *Modern Family Law: Cases and Materials* 361 (3rd ed. 2006)。
- (42) ペット動物を飼育する要因の分析につき、Alan Beck & Aaron Katcher, *Between Pets and People: The Importance of Animal Companionship* 26-29 (1996); Tomina Toray, *The Human-Animal Bond and Laws: Providing Support for Grieving Clients*, 26 *J. Mental Health Counseling* 244 (2004); P. Elizabeth Anderson, *The Powerful Between People and Pets: Our Boundless Connections to Companion Animals*, at xxi (2008) 等あり。

- (43) Frances H. Foster, Should Pets Inherit?, 63 Florida L. Rev. 801, 845 (2011).
- (44) David Congalton & Charlotte Alexander, When Your Pet Outlives You: Protecting Animal Companions after You Die 7-8. (2002); Sheila Bonas et al., Pets in the Network of Family Relationships: An Empirical Study, in Companion Animals and US: Exploring Relationships Between People and Pets 209, 212 (Anthony L. Podbersek et al. eds., 2000) なす。詳細は、Foster, *supra* note (43), at 845-848.
- (45) 本文で指摘したアメリカにおけるペット動物をめぐる問題については、長谷川・前掲注(16)「法時七三卷四号」一〇頁以下。本稿の論第に関連して、同・前掲注(16)「比較法文化一一号」一七一頁以下。併せて、同・前掲注(16)「信託法研究一六号」三三頁以下のほか、同「動物占有者責任について」判タ五五一号(一九八五年)七四頁以下、同「住宅における動物の保有(上(下))」判タ六六一号(一九八八年)四七頁以下、六六二号(一九八八年)三一頁以下、同「アメリカにおける獣医師の民事責任」獨協ロー・ジャーナル四号(二〇〇九年)六一頁以下、および、同「日本における獣医療過誤訴訟と獣医師の民事責任」自由と正義六〇巻一二号(二〇〇九年)一〇頁以下参照。
- (46) Congalton & Alexander, *supra* note (44), at 8; Gerry W. Beyer, Pet Animals: What Happens When Their Humans Die?, 40 Santa Clara L. Rev. 617 (2000). アメリカ全体では、毎年、約一、五〇〇万匹のペット動物が飼主の飼育放棄などを理由に遺棄される⁸⁶。Congalton & Alexander, *supra* note (44), at 16. ニューヨーク市では、二〇一〇年度中に四一、〇〇〇匹のペット動物が動物保護センターで最後を終えたが、このうち二三、〇〇〇匹は安楽死 (euthanasia) にとらる⁸⁷。Phyllis Furman, Animal Lovers Set Up Pet Trusts to Ensure Furry Friends Are Provided For, NY Daily News, Com., Mar.14, 2011.
- (47) 長谷川・前掲注(16)「比較法文化一一号」一七一頁以下、同・前掲注(16)「法時七三卷四号」一〇頁以下。なお、併せて、同「資料」吉井啓子『フランス民法典における動物の地位—動物保護法制に関するアンケート報告書—』獨協ロー・ジャーナル二号(二〇〇七年)一一〇頁以下参照。
- (48) Foster, *supra* note (43), at 824 et seq.; Joan Schaffner and Julie Freshman (eds.), Litigating Animal Law Disputes: A Complete Guide for Lawyers 89 et seq (2009) なす。

- (49) Breahn Vokolek, *America Gets What it Wants: Pet Trusts and a Future for its Companion Animals*, 76 UMKC L. Rev. 1109, 1121, 1126 (2008); Jennifer Taylor, A “Pet” Project for State Legislatures: The Movement Toward Enforceable Pet Trusts in the Twenty-First Century, 13 *Quinnipiac L. J.* 419, 420 (1999); Stephanie B. Casteel, *Estate Planning for Pets*, 21 *Prob. & Prop.* 8, 9-10 (2007) ㄆㄆㄆ。
- (50) Taimie L. Bryant et al. (eds.), *Animal Law and the Court: A Reader* 217 et seq. (2008); Abigail J. Sykas, *Waste Not, Want Not: Can the Public Policy Doctrine Prohibit the Destruction of Property by Testamentary Direction?*, 25 *Vt. L. Rev.* 911 (2001); Philip Jamieson, *The Family Pet: A limitation on the Freedom of Testamentary Disposition?*, *U. Tasmania L. Rev.* 51 (1987); Frances Carlisle, *Destruction of Pets by Will Provision*, 16 *Real Prop., Prob. & Tr. J.* 894 (1981) ㄆㄆㄆ。
- (51) 長谷川・前掲注(16)「信託法研究一六号」四八頁以下。わが国では、「衡平法上の権利を有する受益者を欠く信託」であり、目的信託 (Purpose Trust) の一つとして紹介されてきた。海原文雄「確定的受益者に欠ける非公益目的の信託」信託復刊七二号 (一九六七年) 一三頁、同「目的信託」信託一九四号 (一九九八年) 六六頁、四宮・前掲注(26) 一一二頁、能見善久『現代信託法』(有斐閣 二〇〇四年) 二八五頁、樋口範雄『アメリカ信託法ノート』(弘文堂 二〇〇〇年) 一〇五頁以下ㄆㄆㄆ。詳細ㄆㄆ Beyer, *supra* note (46), at 635-649; Shidon Afatoni, *The Statutory Pet Trust: Recommendations for a New Uniform Law Based on the Past Twenty-One Years*, 18 *Animal L. J.* 5-9 (2011); Vokolek, *supra* note (49), at 1121-1129; Paige Dowdakin, *Revisiting Roxy Russell: How Current Companion Animal Trust and Custody Laws Affect Elderly Pet “Guardians” in the Event of Death or Incapacity*, 20 *Elder L. J.* 411, 427-433 (2013); Joseph D. Growney, *The Need for an Enforceable Pet Trust Statute in Missouri*, 72 *UMKC L. Rev.* 1053, 1054-1064 (2004) ㄆㄆㄆ。
- (52) 長谷川・前掲注(16)「信託法研究一六号」四八―五七頁、Bayer, *supra* note (46), at 629-635.
- (53) ペット信託がペット動物の世話を目的として設定される信託ㄆㄆ 受益者のいかなる非公益目的の信託であるかについて、Sonia S. Waisman, et al., *Animal Law: Case and Materials* 563, 594-604 (5th ed. 2014); Barry Seltzer and Gerry W. Beyer, *Fat Cats & Lucky Dogs* 140 [Appendix H: U.S. state pet trust statutes] (2010); Schaffner and Freshman (eds.), *supra* note

- (48) , at.88 et seq.; Jesse Dukeminier, Robert H. Sitkoff, and James Lindgren, Wills, Trusts, and Estates 39 et seq., 585-588 (2009) ㄆㄆ。最近の文献として Ahatooni, *supra* note (51), at 4; Dowdakin, *supra* note (51), at 435; Vokolek, *supra* note (49), at 1121 ㄆㄆ参照。
- (54) すでにアメリカの四八州と一地区においてペット信託に関する法律が制定されている。詳細は、本稿の二で論じる。併せて、本稿末尾の(資料1)「アメリカ各州のペット信託法」①【表5】および「同」②【図4】参照。
- (55) Tracy A. Craig, Include Pet Trusts for Comprehensive Estate Planning, 34, 36-37 (2014); . Ashley Glassman, Making Pets Trusts Instruments of Settlor's and Not of Courts, 89 Or. L. Rev. 385, 387 (2010).
- (56) Beyer, *supra* note (46), at 652.
- (57) Foster, *supra* note (43), at 840-843; Vokolek, *supra* note (49), at 1109-15, 1129; Susan Hankin, Not a Living Room Sofa: Changing the Legal Status of Companion animals, 2 Rutgers J. L. Pub. Pol'y 314, 379-380 (2007); Jens David, Is There Concept of the Person Necessary for Human Rights?, 105 Colum. L. Rev. 209, 220 (2005); Elizabeth Peak, Fido Seeks Full Membership in the Family: Dismantling the Property Classification of Companion Animal by Statute, 25 U. Haw. L. Rev. 481, 517-21 (2003); Joanne M. Pye, Changing the Animal Legal Paradigm Using the United States Tax Code, 30 Cap. U. L. Rev. 947, 948 (2002) ㄆㄆ。
- (58) ペット動物の監護・飼養を目的とした飼主による財産の贈与や遺贈または信託の効力をめぐる裁判として、例えば、*In re Renner's Estate*, Supreme Court of Pennsylvania, 1948. 358 Pa. 409, 57 A.2d 836 (愛犬とオウムの飼養を条件に居住用不動産を譲与する旨の遺言は飼養条項に關して無効とせよ); *In re Searight's Estate*, Court of Appeals of Ohio, Ninth District, Wayne County, 1950. 87 Ohio App. Ct. 417, 95 N.E.2d 779 (遺産を処分してえた収益より毎日一定金額を愛犬の飼養にあつてゐる旨の遺言に「もし、遺言執行者はその遺言条項に拘束されなかつた」など。裁判例の分析に「き」 Beyer, *supra* note (46), at 629-649.
- (59) 本文の叙述は、Dukeminier, et al. (eds.), *supra* note (53), at 39 et seq.; Foster, *supra* note (43), at 801-824のほか、『各

国の相続法制に関する調査研究業務報告書』（商事法務研究会、二〇一四年）八三頁以下「第4部アメリカ法」（常岡史子）、寺尾美子「アメリカの遺言による相続制度とエステイト・プランニング」川井健ほか編『講座・現代家族法第6巻遺言』（日本評論社、一九九二年）二四三頁以下、および、これらが引用する文献を参考とした。このほか、米国の相続法に関する邦語文献として、金山正信「アメリカ分割相続制度の源」同志社法学三四巻四号（一九八二年）四八五頁以下、棚村政行「アメリカ相続法の最近の動向」季刊雇用と年金一六巻一号（一九九七年）一一頁以下、ロバート・J・リン（トラスト60 エステイト・プランニング研究会訳）『エステイト・プランニング：遺産承継の法理と実務』（木鐸社、一九九六年）一七頁以下、渋谷敏「アメリカ50州の無遺言相続の概要」レファレンス（一九九二年）一三八頁以下、ユーージン・M・ワイピスキー（久保木康晴訳）『アメリカの相続法：全50州の相続権と相続分』（芦書房、一九八八年）一頁以下、石川稔「アメリカ法における相続人と相続分」ジュリ六二〇号（一九七七年）一一九頁以下など参照。

(60) Dukeminier, et al. (ed.), *supra* note (53), at 39.

(61) Dukeminier, et al. (ed.), *supra* note (53), at 39. 併せよ、Lawrence M. Friedman, *Dead Hands: A Social History of Wills, Trusts, and Inheritance Law 100* (2009) 参照。

(62) Growney, *supra* note (51), at 1064-1072 (2004); Dowdakin, *supra* note (51), at 413-417, 435-446.

(63) 『統一検認法典』制定の経緯(こぎ) Amy Morris Hess, et al., *The Law of Trusts and Trustees: a Treatise Covering the Law Relating to Trusts and Allied Subjects Affecting Trust Creation and Administration, With Forms, Section 1-46, 74-75* (3rd ed. 2007); Lawrence H. Averill, Jr. and Mary F. Radford, *Uniform Probate Code and Uniform Trust Code in A Nutshell 1 et seq.* (6th ed. 2011); Pamela D. Frasch, et al., *Animal Law in A Nutshell 210 et seq.* (2011). 邦文の資料として、松村孝雄「アメリカ統一検認法典の一九九〇年改正―相続人と相続分―」立山龍彦編著『高齢化社会の法的側面』（東海大学出版会、一九九三年）三七頁以下、ワイピンスキー・前掲注(59)一二七頁以下、ユージン・F・スコウルス（石川稔訳解説）「統一遺産管理法典について」ジュリ六七二号（一九七八年）九五頁以下など参照。

(64) 二〇〇三年改正の『信託法リステイトメント [第三版]』(Restatement [Third] of Trust Law) では四七条に相当する。

- (65) UPC § 2-907 cmt. 併せよ’ Beyer, *supra* note (46), at 650参照。
- (66) Aftaoni, *supra* note (51), at 9-11.
- (67) Waisman, *supra* note (53), at 596.
- (68) Foster, *supra* note (43), at 850.
- (69) Beyer, *supra* note (46), at 655.
- (70) Growney, *supra* note (51), at 1071.
- (71) Christine Cave, Trusts: Monkeying Around With Our Pet’s Future; Why Oklahoma Should Adopt a Pet-Trust Statute, 55 Oklahoma L. Rev. 627, 646 (2002).
- (72) Dowdakin, *supra* note (51), at 440.
- (73) 『統一信託法典』制定の経緯について Hess, et al., *supra* note (63), at 34 et seq.; Averill, Jr. & Radford, *supra* note (63), at 1 et seq.; Frasc, et al., *supra* note (63), at 210 et seq. 工藤聡一「アメリカ信託法における制定法化の進展」新井誠ほか編『信託法制の展望』（日本評論社、二〇一一年）一四七頁以下、大塚正民・樋口範雄編著『現代アメリカ信託法』（有信堂、二〇〇二年）一頁以下。『統一信託法典』の策定を後押ししたのは、近年の信託利用の拡大である。
- (74) Aftaoni, *supra* note (51), at 11-13.
- (75) UTC § 408 cmt. (2000). 併せよ’ Dowdakin, *supra* note (51), 441-442, 443参照。
- (76) Growney, *supra* note (51), at 1071.
- (77) UTC § 2-907が今後改善すべき点について Dowdakin, *supra* note (51), at 442-446は、ペット信託の設定をより積極的に認めるための「緩やかな解釈基準」と「外部証拠」の採用を挙げ、また、裁判所による超過財産の減額規定の削除についても検討を要するとしている。なお、木村仁「英米における受託者免責条項の有効性」法時七八巻一二号（二〇〇四年）一〇〇頁以下参照。
- (78) Waisman, et al., *supra* note (53), at 594.

- (79) Waisman, et al., *supra* note (53), at 596.
- (80) 前掲注(42)参照。
- (81) ミシシッピ州のペット信託法に関する情報は、AWMA: State Legislative and Regulatory Department Web site, “State Advocacy Issue”, Pet trust: Caring for a pet that outlives its owner (二〇一四年二月現在) による。また、ケンタッキー州のペット信託法に関する情報は、Animal Legal & Historical Center Web site (Michigan State University College of Law) における Map of States with Companion Animal (Pet) Trust Laws (二〇一五年七月現在) による。
- (82) 本稿の末尾に掲載の(資料1)①【表5】「アメリカ各州の『ペット信託法』の「典拠」に示す分類について、Glassman, *supra* note (55), at 392では少し異なった内容の分類となっている。アリゾナ州およびテキサス州はUTC§408を根拠とする州であり、ジョージア州およびオレゴン州はUPC§2-907を根拠とする州に分類されている。一方、独自のペット信託法を有する州のうち、カリフォルニア州、コネティカット州、デラウェア州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、およびオクラホマ州は、UPC§2-907を文字通り根拠とする州、もしくはUPC§2-907に準拠する州に分類されている。また、インディアナ州は、UTC§408を根拠とする州に分類されている。他方、ロードアイランド州とヴァージニア州は、UPC§2-907とUTC§408の両要素が混在するとの理由で、独自のペット信託法を有する州として分類されている。
- (83) Waisman, et al., *supra* note (53), at 596.
- (84) Waisman, et al., *supra* note (53), at 594.
- (85) Waisman, et al., *supra* note (53), at 597.
- (86) Waisman, et al., *supra* note (53), at 594.
- (87) ミシシッピ州のペット信託法に関する最新情報は、AWMA: State Legislative and Regulatory Department Web site, “State Advocacy Issue”, Pet trust: Caring for a pet that outlives its owner (二〇一四年二月現在) による。また、ケンタッキー州のペット信託法に関する最新情報は、Animal Legal & Historical Center Web site (Michigan State University College of Law) が公表する Map of States with Companion Animal (Pet) Trust Laws (二〇一五年七月現在) による。

- (88) Aftatoni, *supra* note (51), at 13 et seq. ちなみに Waisman, et al., *supra* note (53), at 600 et seq. では、本文に掲げた五項目のほか、利害関係人の関与の程度、信託条項の解釈、および外部証拠の許容性を加えた八項目が検討されている。
- (89) Aftatoni, *supra* note (51), at 22.
- (90) Aftatoni, *supra* note (51), at 32.
- (91) Glassman, *supra* note (55), at 396-396.
- (92) Vokolek, *supra* note (49), at 1127.
- (93) ウィスコンシン州は、超過財産の減額規定をもたないペット信託法を有する州の一つであったが (Wis. Stat. § 701.11) 二〇一三年の法改正により UTC § 408 に文字通り依拠したペット信託法に改め、超過財産の減額規定をもつに至っている (Wis. Stat. § 701.0405)。
- (94) Waisman, et al., *supra* note (53), at 590.
- (95) Aftatoni, *supra* note (51), at 39-40.
- (96) Dukeminier, et al., *supra* note (53), at 586 & n.17; Carlisle, *supra* note (50), at 4.
- (97) Carlisle, *supra* note (50), at 4.
- (98) Vokolek, *supra* note (49), at 1127.
- (99) John Chipman Gray, The Rule Against Perpetuities, “Section 201”, at 191 (4th ed. 1942).
- (100) Aftatoni, *supra* note (51), at 48-49.
- (101) 木村仁「永久拘束禁止則・永久蓄財禁止則と信託の変更—アメリカ法を中心に—」信託研究奨励金論集二〇号 (二〇〇九年) 一〇五頁以下。
- (102) 木村・前掲注(101)一〇七頁、リン・前掲注(99)二七七頁以下、Joshua C. Tate, Perpetual Trusts and the Settlor’s Interest, 53 Kansas L. Rev. 595, 602-603 (2005).
- (103) ハの間の経緯を展開して Tate, *supra* note (102), at 599-605; Rbert H. Sitkoff and Max M. Schanzenbach, Jurisdictional

Competition for Trust Funds: An Empirical Analysis of Perpetuities and Taxes, 115 *Yale L. J.* 356, 364-370 (2005); 木村・前掲注(101)一〇六一一〇七頁。なお、英国におけるRAPの改革につき、木村仁「イギリスにおける『2009年永久拘束及び永久蓄積に関する法律』の意義と課題」法と政治六二巻一号【II】(二〇一一年)九八頁以下。

(104) 現在、二九の州でUSRAPが採択されている。詳細は、Frederick R. Schneider, A Rule Against Perpetuities For the Twenty-First Century, 41 *Real Prop. Prob. & Tr. J.* 743, 748 (2007)。

(105) 永久信託または永久信託に近い長期間の信託の形態は、州によって様々である。多くの州は、受託者に信託財産の処分権限が確保されていることを条件にRAPを廃止する。このほか、RAPの永久拘束禁止期間(待機静観期間を含む)を延長する州、不動産に限定してRAPの適用除外を認める州などがある。簡単な概要の紹介として、木村・前掲注(101)一〇七頁以下。

(106) Tate, *supra* note (101), at 611-620 [Online Promotion of Dynasty Trusts]; Scott Andrew Shepard, A Uniform Perpetuities Reform Act, 16 *Legislation and Public Policy* 89 (2013)。

(107) 法務省「法制審議会信託法部会第一〇回会議事録」(二〇〇五年二月二五日)、法務省「法制審議会信託法部会第一六回会議事録」(二〇〇五年六月三日)。

(108) 後藤・前掲注(10)六頁。

(109) 平成一六年九月八日、法制審議会第一四三回総会において、法務大臣から信託法の見直しに関する諮問(諮問第七〇号)が出された。その内容は、「現代社会に広く定着しつつある信託について、社会・経済情勢の変化に的確に対応する観点から、受託者の負う忠実義務等の内容を適切な要件の下で緩和し、受益者が多数に上る信託に対応した意思決定のルール等を定め、受益権の有価証券化を認めるなど、信託法の現代化を図る必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」とするものである。この諮問を受けて、法制審議会(法務大臣の諮問機関)の内部に信託法改正のための専門部会「信託法部会」が設置された(部会長・能見義久東京大学教授「当時」)。これにより、目的信託を含めた信託法の改正に関する議論が信託法部会を中心に進められることになった。

信託法部会における審議では、同部会の各委員に対し、「信託法部会の審議スケジュール(案)」(信託法部会資料1)とともに

に、『信託法制研究会報告書』が（信託法部会資料2）として事前に配布されている。『信託法制研究会報告書』は、信託法部会の設置に先立って、大学教授などを中心に結成された「信託法制研究会」が平成一五年九月から平成一六年九月までの期間に行った議論（合計二二回）を纏めた成果物である。同報告書には、第一「信託の設定について」から第七〇「公益信託について」までの資料が収録されており（日付の記載はない）、それが検討資料として同部会の各委員に事前配布されている。信託法改正に関する立法経過については、長谷川貞之『担保権信託の法理』（勁草書房、二〇一二年）八頁以下に詳しい。『信託法制研究会報告書』には、各項目の冒頭に条文のようなものが記載されているが、これは「信託法制研究会における大まかな方向性をなるべく分かりやすく示す」ために記されたものである。

(110) 後藤・前掲注(10)四頁以下。

(111) 後藤・前掲注(10)五―六頁。なお、併せて、寺本・前掲注(29)四五二頁(注2)参照。

(112) 後藤・前掲注(10)八頁。

(113) 能見・前掲注(41)二八四頁。

(114) 後藤・前掲注(10)七頁。

(115) 後藤・前掲注(10)七頁。

(116) 後藤・前掲注(10)七頁。

(117) 樋口・前掲注(51)二七頁以下参照。公益信託法に関する改正の動向につき、鈴木勝治「公益信託法改正のゆえー公益法人制度改革からの視点」信託フォーラム一号（二〇一四年）一七頁。

(118) カリフォルニア州、コロラド州、デラウェア州、ジョージア州、アイダホ州、マサチューセッツ州、オレゴン州、およびワシントン州の八州は、裁判所による超過財産の減額を認めていない。すでに本稿の三の3の(2)(エ)で論じた。

(119) 前掲注(89)で指摘したように、ウィスコンシン州は、超過財産の減額規定をもたない独自のペット信託法を有する州であったが、二〇一三年の法改正で、UTC§408に文字通り依拠したペット信託法に改め、超過財産の減額規定をもつに至って gone (Wis. Stat. § 701.0405)。

- (120) 二〇一五年八月二六日付け読売新聞朝刊「犬の介護サービス広がる／料金、飼育環境の確認を」。
- (121) Carlisle, *supra* note (55), at 5.
- (122) 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 [Website] 『動物愛護管理法』〈概要〉「第一種動物取扱業者の規制」(規制を受ける業種)。
- (123) 三枝・前掲注(25)三七頁以下。併せて、兩宮諄「共同相続人に対する贈与・遺贈と遺留分減額請求」久貴忠彦(編集代表)『遺言と遺留分：第二巻遺留分』(日本評論社、二〇一一年)一七二頁以下など参照。
- (124) 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 [Website] 『統計資料：動物取扱業者の登録・届出状況(都道府県・指定都市)』(二〇一四年四月一日現在)。
- (125) 動物愛護法は、二条において、「何人も、動物をみだりに殺してはならない」と規定するが、他方、四〇条二項では、「動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない」と規定し、安楽死を容認するかのような態度をとっている。この点につき、浅野明子『ペットトラブル』(大成出版社、二〇一四年)一七六頁以下。判例には、獣医師は飼主が安楽死を希望することを明確に表明するなどの特段の事情のない限り、安楽死について説明義務を負わないとしたものがある(名古屋高判平成二二年二月二五日 Westlaw Japan 2009WLJPCA02256007。なお、その控訴審である名古屋高判平成二二年一月一九日 Westlaw Japan 2009WLJPCA11196003参照)。
- (126) 老犬ホームに係る裁判例として、大阪地判平成二五年七月三日消費者法ニュース九七号三四八頁(一六歳のビークル犬を老犬ホームに終身契約として預けたところ、一か月後に発病。終末期との診断を受け、自宅で看取り。契約金の一部(三四万余円)の返還を認容)。
- (127) 前掲注(14)・二〇一五年三月六日付け読売新聞朝刊「飼主死後のペット『信託』」。
- (128) 前掲注(14)・株式会社日本ペットオーナーズクラブ「ペットあんしんケア制度」〈概要〉(パンフレット)。
- (129) このほか、遺贈や死因贈与が一方的に撤回されることによりペット信託に与える影響についても検討を要する(民法一〇二二条、五五四条による準用)。判例は、贈与者の死後の財産処分に関しては最終意思をもって決すべきであると理由で、

任意の取消し（撤回）を認めたいうえで、例外的に負担付き贈与などにおいて撤回できない場合があることを認めている（最判昭和四七年五月二五日民集二六卷四号八〇五頁など）。詳しくは、岡林伸幸「死因贈与の撤回」千葉大学法学論集三〇卷一―二号（二〇一五年）一五九頁以下。

(130) 藤瀬・前掲注(12)二八頁以下。

(131) 大垣尚司「ファイナンス信託とは何か」信託フォーラム四号（二〇一五年）一二九頁以下。本文で述べたような場合でも、信託銀行は、営業方針として、弁護士らが作成に関与した民事信託の受託者にはならないといわれている。また、信託会社は、東京や大阪などの大都市圏にしか存在せず、誰もが容易に利用できる環境にはない。例えば、最近の論考として、〈特集〉「民事信託と弁護士」自由と正義六六卷八号（二〇一五年）三七頁以下。

(132) 長谷川貞之「信託の特質・その多様性と多角的法律関係」法時八三卷一号（二〇〇九年）八八頁以下（椿寿夫編『多角的法律関係の研究』（日本評論社、二〇一二年）に加筆訂正のうえ所収）。

